

七三五 侯爵前田利爲氏文書

近江國富波庄并虫生社事。

石山寺々領異于他地也、而或號軍勢預所、或懸兵糧致譴責云々、爲事實者太無謂、早退、被亂妨人、可全寺家知行狀如件。

觀應二年八月四日

尊 氏 花押

佐々木五郎右衛門入道殿

(四) 比牟禮神社供米未進につき儀俄知俊に沙汰す

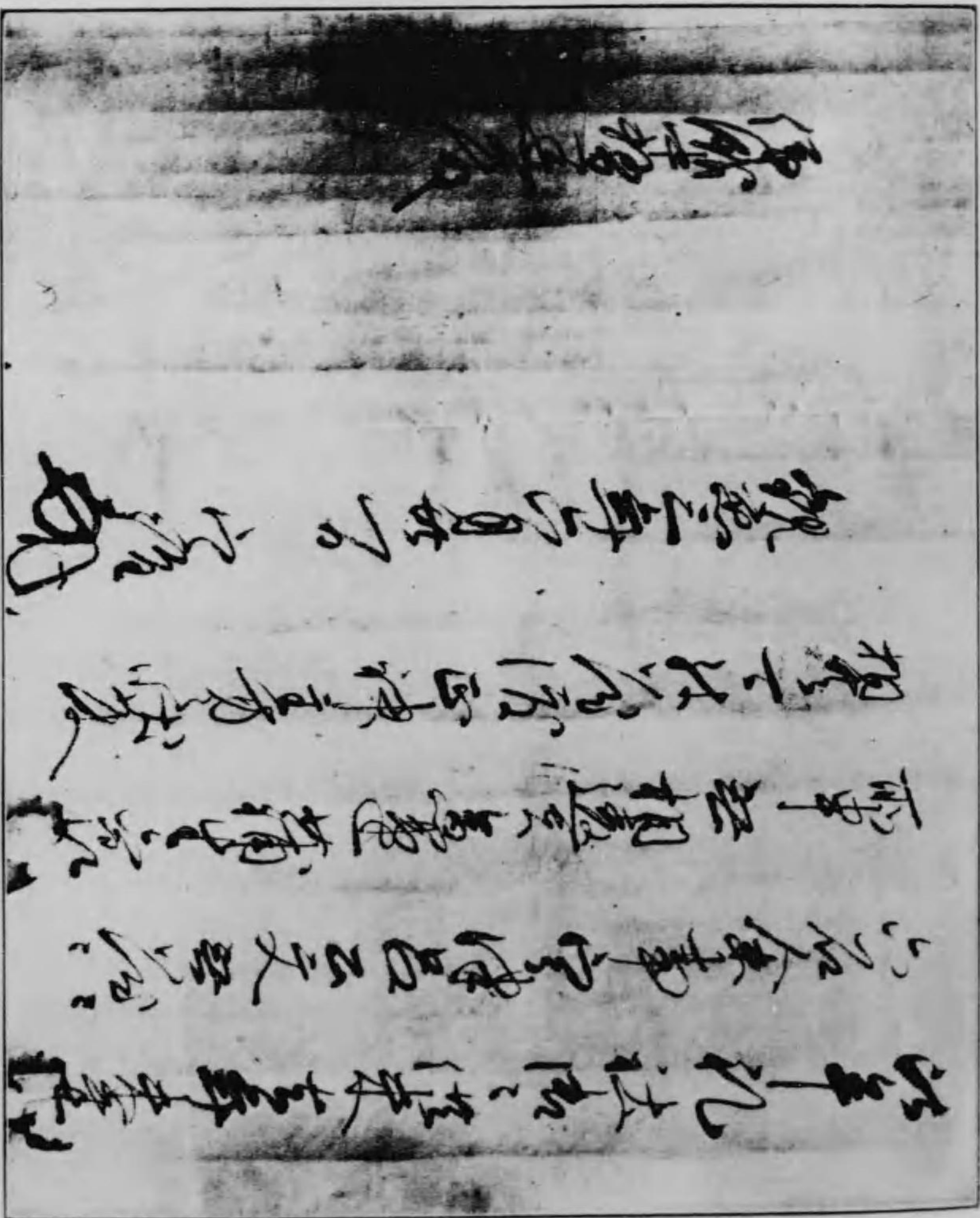
比牟禮神社は八幡町に鎮座す、同社の供米は宇津呂の公文職沙汰せしに正平六年觀應二年分六石未納せしかは定詮は翌年六月廿一日郡奉行たる儀俄中務亟知俊に命じ、同奉行蒲生六郎と共に未納米を取立て正神主に渡すべきを命じたり。蒲生氏世代志并に蒲生氏支流志参照

(五) 菅浦庄兵糧米の強募を制止す

正平八年文和二年守護使西野又五郎なる者延曆寺領菅浦庄伊香郡古へ淺井郡に兵糧米を強募す、同寺の衆徒之を訴ふ、五月廿六日定詮は檜崎四郎兵衛尉に下知して其非行を糺明し又五郎を退捕すべきを命じたり。軍事志、樂岡の戦條参照

(六) 儀俄知秀神樂岡戦死の功を賞す

狀知下之詮定内山木々佐



比牟禮神社所藏 八禮奉比 町幡八

定稿

定稿

文和二年四月廿五日

押華詮定内山木々佐

書文社神幡八禮半比

正平八年<sup>二文和二年</sup>山名時氏南朝に歸順し六月楠和田等の諸將と京師を爽撃す、足利義詮は部下僅かに佐々木定詮及び美濃の土岐氏等に過ぎざれども之に對抗し大に神樂岡に戦ふ、定詮苦戦し部下の將死する者多し、八月廿二日定詮は市子庄<sup>朝日野村市子</sup>内にて四十石の年貢當年一作を儀俄五郎知秀の遺族に賞與せり、儀俄氏は蒲生氏の支流なり。

軍事志神樂岡戦の條参照

(七) 定詮の軍事行動

定詮が兄氏頼に代りて國政を攝せし後は所謂南北朝の戦亂打續きし時期なれば定詮は毎に江南武士を引率して所々の戦に参加せり、其詳細は軍事志に章を分ちて列記したればこゝには其軍事行動を表記するに止む。

正平三年<sup>貞和四年</sup>正月四條畷の戦に参加す。

正平五年<sup>觀應元年</sup>十二月四日、儀俄高山等甲賀武士と野洲川に戦ふ。

正平六年<sup>觀應二年</sup>九月十七日、淺井郡八相山に戦ひ、十九日蒲生野合戦に勇戦す。

正平七年<sup>文和元年</sup>四月、八幡合戦に参加す。

正平八年<sup>文和二年</sup>六月九日、神樂岡の激戦部下の將士死する者多し。

同月十三日、後光嚴帝に供奉して美濃小島に落つ。

同年七月原氏蜂屋氏等を比叡山に攻めて利あらず、佐々木庄に歸る。

正平十年文和四年三月十二日、京都神南合戦に参加す。

同年夏伊賀に出陣して北畠顯能の軍と戦ふ。

正平十四年延文四年十二月、攝津の平石城戦に参加す。

正平十五年延文五年九月、仁木義長と甲賀郡に戦ふ。

正平二十一年貞治五年九月、斯波高經を越前に征す。

(八) 定詮の逝去

花營三代記永和三年六月一日の條に佐々木太夫判官入道崇永他界とあるは定詮入道崇譽の死去を記せしものならん、崇永は兄氏頼の法名なり氏頼は是より先き應安三年六月逝去したれば定詮の法名崇譽の誤なり、常善寺過去帳に

山内太夫判官信詮法名崇譽

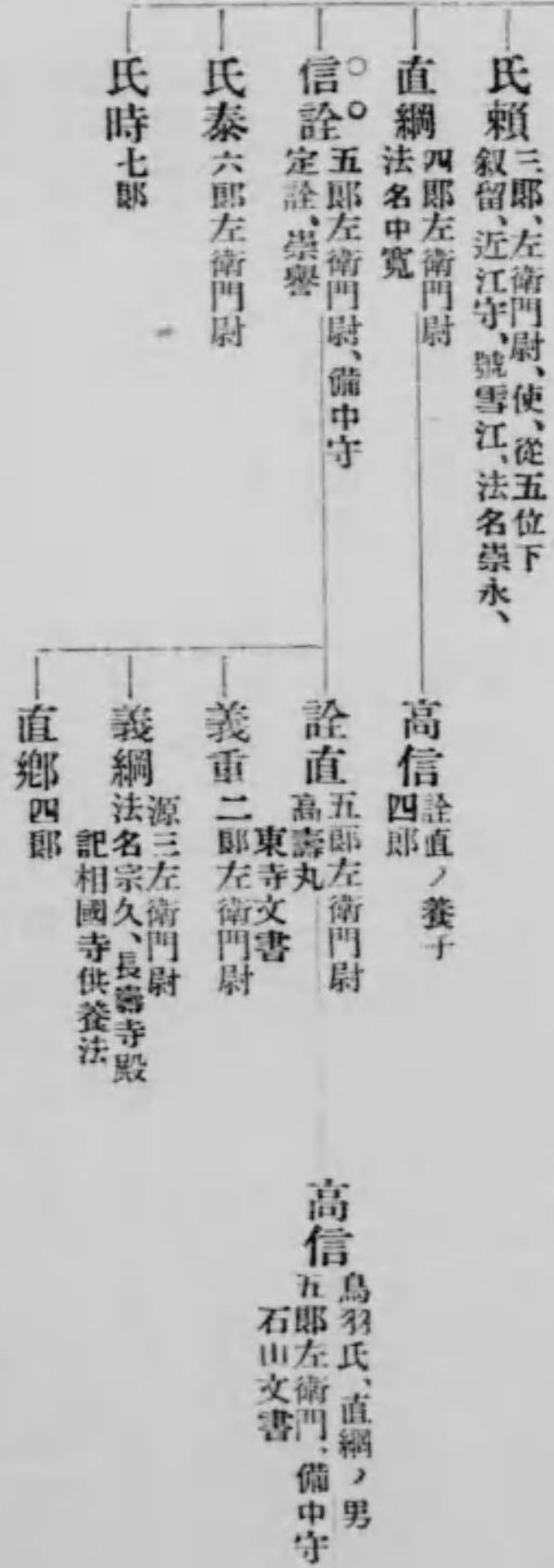
とあるは定詮の改名信詮と法名崇譽を證する史料とす、然るに茲に疑問とすべきは京都東寺文書永和元年三月東寺雜掌頼憲の言上速水河道庄壇供米に「故佐々木山内判官入道號令買得之近年被知行之間、對彼遺跡云々とありて信詮の子息四郎の違亂を陳述す、故

密々木山内判官入道といひ彼の遺跡といふを見れば永和以前既に信詮は死去したるが如し、然れ共京都に在る頼憲は信詮の子息の遺亂により信詮の生存を知らずして此く記せしとも言はれざるに非るも寺領庄官の爭論なればよもや生存者を故人とも記せざるべし、此の言上書こそ前記花營三代記の文に疑問を抱かしむるなり。

(九) 信詮の子孫

信詮の子孫に就ては佐々木系圖各本異同あり、今舊記古文書の史料と諸系圖を參考すれば左の校訂系圖を編するに至る。

○時信



詮綱 初名高頼、五郎左衛門尉

勝綱 新左衛門尉  
應仁記、大乗院  
雜事記

政綱 宮内大輔、延徳三年  
十一月十八日職、大津  
年五十七

三郎

元綱 川島五郎

義詮 藤島四郎

某 延徳三年十一月十八日於  
宮波庄討死、大乗院雜事記

就綱 小三郎  
尙通公記、大乗院雜事記、永源寺文書

### 第二節 山内幸壽丸と速水川道庄の地頭職

速水庄川道庄共に淺井郡なり此地京都寶莊嚴院の寺領として壇供米の料所たり、永和元年の東寺文書によれば其庄の地頭職は信詮の時佐々木野中將より買得せしものといひ爾後山内家の襲ふ所となれり然るに文中三年應安七年天授元年永和二年壇供米の未納を爲したり之れ山内氏の家人野田五郎左衛門の所以なりといひ東寺雜掌頼憲寶莊嚴院領は元徳中  
東寺領に寄附ありは元年三月幕府に言上して信詮の子息及四郎高信に未納速納の御教書を下されんを請へり。

七三六 京都東寺百合文書

(裏書) (速水河道壇供申狀案)

東寺雜掌頼憲謹言上。

欲早被與奪布施民部亟奉行被經嚴密御無沙汰任先例可沙汰進由被成御教書於佐々木山内判官入道子息同四郎全寺役當寺管領近江國速水河道兩庄役修二月壇供餅每年參百八十枚間事。

一通 院宣案

應安七年正月十日

一通 武家御一行案

應安七年五月二日

二通 繪旨案

文和二年正月十一日

一通 寺役御檀供送文案

文和二年正月廿七日

右寶莊嚴院并寺領等者去元徳年中御寄進當寺之間寺家管領年尙而彼兩庄者爲寶莊嚴院領毎年修二月壇供餅參百八十枚沙汰進之條文和勅旨並送狀明鏡也而自彼庄本庄佐々木野中將並少納言法眼手故佐々木山内判官入道號令買得之近年被知行之間對彼遺跡寺役等任員數可沙汰進之由令相觸當所代野田五郎左衛門入道之

處、武家不被成<sub>レ</sub>下御教書者、不可致沙汰之由、被申之、仍去今兩年、御檀供等一向無沙汰之條、甚無謂者、所詮當寺領事、先立爲被奉行有御沙汰之上者、被賦一所被經御沙汰、任先例可致沙汰之由、被成<sub>レ</sub>下御教書爲全寺役租言上如件。

永和元年三月日

文中に佐々木山内判官入道子息同四郎とあるは山内氏の研究に見遁す可からざる所なり、幸壽丸は信詮の長子詮直なるべく、四郎は直綱の子四郎高信なるべし、さて頼憲訴への結果幕府は佐々木高經に奉書を下して野田五郎左衛門の押妨を制止すべきを命じたりと見へ、翌年三月十一日高經は守護代目賀田彈正忠入道に宛て、移命せり、然るに四月二十五日幕府は更に山内幸壽丸に宛て、奉書を下したれば問題の解決も容易に行はれざりしを知るなり。

七三七 京都東寺百合文書

(裏書) (守護書下案)

東寺雜掌頼憲申、速水河道本家役等事、申狀具書如此、子細見狀歟、野田五郎左衛門入道及非分妨云々、何様次第哉、早可明申由觸遣之意、可申沙汰狀如件。

永和二年二月十一日

在判

目賀田彈正忠入道殿

(寺家申狀具書等案略之候)

七三八 同寺文書

速水河道奉書案。

東寺雜掌頼憲申、寶莊嚴院領近江國速水河道兩庄役修正壇供事、訴狀如此、所申無相違者、可被沙汰若有子細者、可被明申之狀、依仰執達如件。

永和二年四月廿五日

修理太夫 (判)

佐々木幸壽殿…山内氏

(一) 山内幸壽丸の地頭職讓與

弘和三年<sub>永徳三年</sub>山内幸壽丸は速水河道兩庄の地頭職を他人に讓與したり、東寺雜掌頼勝は幕府に言上して其新地頭に教書を下し壇供米怠納すべからざるを命せられんを請へり。

七三九 京都東寺百合文書

東寺雜掌頼勝謹言上。

欲早任先規、毎年不可有懈怠旨、宛于新地頭方、預御教書全御願要脚當寺進止寶莊

嚴院領近江速水河道兩庄役壇供米廿三石餘間事。

副進

二通 院宣案 文和二年正月十一日

一通 御教書案 永和二年四月廿五日

右件壇供米者、往古以來爲彼兩庄所役、每年以年貢令運送寺家料米也、然則不慮違亂出來之時者、每度預嚴密御沙汰之條、院宣御教書等炳焉者哉、爰彼庄地頭職、山内幸丸令得替他人領掌云々、若新地頭方□役之子細無存知者、當年寺納之壇供米可令闕怠之條、爲勿論之上者、早宛于新地頭方預御教書、全御願要脚彌欲抽武運長久御祈禱、仍粗言如件。

永德三年六月日

第三節 富波庄と山内高信

富波庄は野洲郡なり、祇王村大字富波に遺名存す、此地は元石山寺の寺領なり、然るに建武延元以降武士が諸莊園の半貢を兵糧米に強請し、所謂半濟の行はるゝに至り、富波庄も亦半貢を佐々木氏に占領せられたり、其半濟は文和三年閏十月に山内信詮の

所得となれり、然るに爾後山内氏にては同庄の領家職となり、漸く年貢を横妨せり、信詮の孫高信の時に至り、康暦二年石山寺雜掌は幕府に上申して、元の如く寺領に復し、安堵されんを請へり、六月十二日執權斯波義將は佐々木滿高に其押妨制止を命ず、滿高之を高信に傳ふ、高信は支狀を提出して、此庄の領家職は祖父信詮入道崇譽が文和三年に拜領せし所にして、今更押領に非ざるを陳辨す、是に於て石山寺雜掌は更に訴狀を捧げて、信詮の拜領せしは領家職の半濟に過ぎざるを抗辨し、半分の領家職は寺家直接の進止たるを主張せり、十一月十二日幕府又其旨を滿高に傳へ、押妨制止を命したり。

七四〇 候爵前田利爲氏文書

石山寺雜掌申、近江國富波庄領家職半分事、申狀副具如此、山内四郎押領云々、早停止、彼妨沙汰居一圓下地於雜掌可被執進請取狀、更不可有緩怠之狀、依仰執達如件。

康暦二年六月十二日

左衛門 佐花押…(斯波義將)

佐々木龜壽殿

七四一 同上文書

石山寺雜掌申、近江國富波庄領家職半分事、重申狀如此、就注進狀沙汰了、如佐々木備

中四郎高信支狀者、祖父崇譽文和三年閏十月拜領云々、彼教書領家職半濟也、爭可承領哉、寺家進止之條公驗分明之上者、不日停止彼妨可被汰沙付一圓下地於雜掌之狀、依仰執達如件。

康曆二年十一月十二日

左衛門 佐 在判

佐々木龜壽殿

(一) 富波庄長く山内氏に傳領さる

石山寺の雜掌の訴による幕府の命令も守護の下知も山内氏には遵行せられず、爾後永徳元年至徳四年、應永二年等石山寺の訴へによる幕府の奉書は佐々木滿高に宛て、山内氏の押妨制止を繰返されしも、佐々木氏世代志參照山内氏にては馬耳東風に受流し終に富波庄半分は石山寺領を離れて長く佐々木山内氏の所領となりし而已ならず、後年同家の根據は富波の地に在りたり。

山内五郎左衛門尉高信が鳥羽氏を稱する鳥羽は富波にて根據を此地に定め因て氏とせし所以なり、一百餘年を経て延徳三年足利義材が佐々木高頼を征せし時、宮内大輔山内政綱十一月十八日大津に戦死し、其日政綱の子息が富波に在り、畠山尚順來り攻め子息等六十人富波の邸に自殺せし事大乘院寺社雜事記に見ゆるは其微證なり、後年永原御殿の所在たる大規模なる一區武装の地は當年山内氏の權威を傳ふるものなるかを推想せしむ、軍事志第五編參照

#### 第四節 山内義綱

佐々木山内義綱は源三と稱し左衛門尉に任ず、諸種の系圖に義重の子に系けども續群書類従本佐々木系圖には其弟とせり、次郎三郎の通稱より判し一面信詮の時代より考へ類従本系圖の弟に従ふ可きに似たり、元中九年明德三年八月廿八日相國寺供養の時義滿の隨兵十一番の第三番に佐々木六角滿高と佐々木山内源三左衛門尉義綱と隊伍に列せり、紅色の直垂、白糸の妻取、鶴毛の馬に四目結の金具したる鞍置き、宗家備中守滿高と美粧を争ひて隨へり、高田兼範同兼長野田信貞赤佐高家同秀俊宇佐美祐光等の家人従ひ敷皮以下の役を勤めたり、滿高の條に詳記すればこゝには省く。

(二) 山内氏の子孫

信詮高信義信等の後は暫く史料を傳へず、新左衛門勝綱に至り寛正二年十一月佐々木高頼の陣代として畠山義就征伐に従へり、軍事志第三編勝綱は又應仁亂にも活動せり、應仁宮内大輔政綱は勝綱の息にて佐々木高頼の時守護代として權威あり、長享元年足利



義尙高頼を親征せし時政綱は高頼軍の總司令官として神出鬼没の活動を爲したり、義尙滯陣終に栗太鈞の陣營に薨去あり足利義材は其遺志を繼ぎ延徳三年再ひ高頼を親征せし時十一月四日政綱は突然義材に降り、義材之を許し其十八日之を襲殺す軍事志第五編其子小三郎就綱は明應二年十月佐々木氏の總領職に任せられ翌年十月十九日就綱高頼を金剛寺に攻め之を敗る當時就綱は永源寺領栗太田上庄芝原の

ちりまな 綱

佐々木山内政綱華押

所務を兵糧料所として押領す、十二月高頼美濃の齋藤氏に援を請ひ就綱と戦ひ之を敗れり軍事志第五編爾後兩者間の史料暫く絶へしが就綱は在京せしが如し、永正三年十一月高頼就綱と和就りて就綱近江に歸國せし事尙通公記に見ゆ軍事志第六編就綱以後山内氏の事分明ならず。

(二) 山内氏の所領

山内氏の一族は時代の経過と共に繁茂したらんも枝葉に度る系統并に所領所務等分明ならず、蒲生郡内にも必ず其所領はあり、ならんも分明ならず野洲の富波江部江北にては坂田榎木庄内加納南郷里村加納井に淺井郡速水河道庄の地頭職等は山内氏の所領たり、元中四年嘉慶元年將軍義滿が野洲の比江郷と山内氏の舊領地なる坂田加納とを交換して臨川寺に寄進したるは富波江部と接續地なる故を以て義滿が山内氏の爲に便宜を與へし者ならん。

第十六章 宇津呂氏

宇津呂氏は佐々木京極氏より出つ京極氏は信綱の四子氏信を祖とす、氏信より滿信を経て宗氏に至る、宗氏の長子定信池田太郎と稱す其子貞高始めて宇津呂殿と稱す、是れ宇津呂庄に所領を有せしに依るならん、宇津呂は比牟禮山下の地にして現在宇津呂村の村名を存す、蓋し古名なるべし、史料の存するは正安四年の長命寺文書に宇津呂美乃公と名あるを最古とす。

宇津呂貞高は三郎と稱し左衛門尉に任ず、京極氏より出でて六角氏の根據地に居を

古めし理由審ならずと雖も按ずるに貞高の父定信は京極高氏入道導譽の長兄なれば導譽は貞高の叔父なり、導譽は元弘以來足利氏の參謀として其勢力六角氏を凌げり、建武五年四月には近江の守護職に任じ、正平六年十二月には佐々木氏の大惣領たるべきをさへ命せられたれば其甥貞高に宇津呂庄を領せしめ依て宇津呂殿と稱せしが如きは主肯すべき事とす、宇津呂氏が鏡山村の橋本鶴川等に所領ありしは神社文書に證さる、宇津呂村大字中村に小字大殿あり宇津呂氏の邸地歟。

永徳二年二月鏡山村橋本左右神社文書



(押華高貞呂津字木々佐)

### 第一節 貞高橋本左右宮に神田を寄附す

宇津呂貞高は永和四年三月十二條八里十七坪南より三反目に在る水田壹段を橋本鏡山村の左右神社霜月の供祭料として寄進せり、十二條八里十七坪は現在大字橋本の

村より東へ二町目の道に添ふ所なり。

七四二 鏡山村橋本左右神社文書

奉寄進橋本相宮神田事。

合壹段者

在十二條八里十七坪、字横也、自三南繩本二於三反次一也

右神田者爲霜月御祭禮料足寄進之所狀如件。

永和二年三月六日

花

押…(貞高)

(端書) 宇津呂殿寄進狀霜月料田

### 第二節 貞高邸地を橋本の彦次郎に知行

せしむ

天授六年康暦二年七月貞高は十三條九里二十六坪に在る九十歩の屋敷を橋本の八彦次郎なる者に與へたり、蓋し其地は彦次郎に由緒の地たるによれり。

七四三 鏡山村橋本左右神社文書

宛行屋敷事

合玖十歩者

在蒲生郡内拾參條九里廿六坪也。

右件屋敷者仍有唯處彦次郎(由緒)七所宛行也仍爲後日沙汰之狀如件。

康曆二年庚申七月五日

花 押 ……(貞高)

第三節 貞高橋本の名主に田を與へて功を賞す

弘和二年永徳二年二月貞高は橋本の名主に其功を賞して鶉川鏡山村鶉川氏神の後に在る名田壹段を與へたり其下文左の如し。

七四四 鏡山村橋本左右神社文書

袖判 (貞高)

下名田事

合壹段者 在宇河天王ウシロ也

右件名田ハ橋本之名主依有功宛行者也仍狀如件。

永徳貳年二月日

第四節 宇津呂氏系圖

宇津呂貞高は法名を正意といふ其子秀定三郎と稱し左衛門尉に任せり其以後の系圖分明ならず。

○氏信 京極氏祖 滿信 三郎、左衛門尉、佐渡守 弘安二十、四、死去、廿四歳

宗氏 從五位下、叙留、三郎、左衛門尉 應長元、十月出家賢觀、嘉曆四、七、十六卒六十一歳

定信 池田太郎 法名珍觀 貞高 號宇津呂、三郎左衛門 法名正意 秀定 三郎左衛門尉

貞氏 長岡氏祖

高氏 道譽、四郎、京極

貞滿 五郎、高谷祖

秀信 六郎、岩山祖

時滿 四郎、鞍智祖

經氏 七郎

佐々木氏支流志終

佐々木氏家人志

## 第四編 佐々木氏家人志

### 第一章 目賀田氏

目賀田氏は藤原氏と見へ又源氏とも記さる、即ち元弘二年正月比牟禮八幡神社の神主職補任狀に目賀田五郎兵衛尉信職を藤原信職と記す、明德三年八月相國寺供養の隨兵たりし目賀田氏は次郎左衛門尉源兼遠と記さる、同姓異流なるや否や近江の名族中に他例を求むれば甲賀武士の旗頭と云はる、山中氏は元來橘氏なるに、平氏の盛時三代間は平氏を稱せしを記す、又坂田の名門下坂氏は坂田氏の家ならんに高島佐々木より入りて養子となりし二郎左衛門尉重秀の子高重に至り佐々木下坂豊前守と稱せるは時世の勢家を冒せしものなり、されば相國寺供養に列せし目賀田次郎左衛門尉が源氏を稱するも佐々木氏と縁邊の關係等より源氏を冒せしものと見るべき歟。

元弘二年正月比牟禮八幡の神主職に補せられし目賀田信職の先はそれより二十三年以前なる徳治三年八月に同社の神主職を一井中務入道生蓮より譲り受けたり、神社志 參照

其讓狀に目賀田女房とありこの女房は五郎兵衛尉信職の縁族なるべし、目賀田を氏とせしは愛知郡目賀田に住せしに因めるなり、按ずるに藤原氏の盛時に於て其莊園たりし目賀田の地頭職若くは公文職たりし家なるべし、比牟禮神社の神主職となりし縁由詳ならざれども一井中務家と縁族關係により授受せしもの歟、信職入道玄向は應安四年十二月比牟禮神領につき其子信音に申置狀を書して神主職を相傳し、信音之を繼ぎて連綿たりしは應永元年十二月の同社文書に證さる、目賀田氏と比牟禮八幡社と縁故深きは此の如し。

信職入道して玄向といふ、足利氏の御家人となり京極導譽の部下に屬し建武以後所々の合戦に武功を建てたるは軍事志に記せり、貞治應安の頃は京極氏の守護代として彈正忠入道の盛名あり、五郎兵衛尉信職と同時に二郎左衛門尉あり東寺文書に見ゆ一族分流せしを知るべし、明德三年八月相國寺供養の時將軍義滿の後陣に隨兵たりし佐々木滿高六角の敷皮役を勤仕せし次郎左衛門尉源兼遠はその子孫なるべし、降て天文年間に次郎左衛門尉あるは系統連綿を證す、明德の次郎左衛門尉兼遠と同時六郎左衛門尉賴景あり、又應永三年に目賀田彈正忠あり邇保庄水論に付き命を同族孫五郎に傳ふ、佐々木六角氏の民政を掌りしを知る、此の彈正忠は五郎兵衛尉信

職の子孫なるべし、目賀田系圖を見ず子孫相承の次第を知らずと雖も南北朝の頃より既に二家に分れ京極氏に屬せしものと六角氏に屬せし家とを生じたり、かくて各家の子孫連綿して佐々木氏の滅亡期に至る迄代々活動したるは斷片的の史料猶之を證す、男爵目賀田種太郎氏は此後なりと聞く何れの家に屬するにや、目賀田氏に係る史料左表の如し。

一 德治三年八月	比牟禮八幡神社文書	目賀田女房
一 元弘二年正月	同 上	藤原信職 目賀田
一 建武元年十二月	東寺文書	目賀田二郎左衛門入道
一 建武三年七月	古 證 文	目賀田五郎兵衛入道玄向
一 觀應三年九月	同 上	目賀田五郎兵衛尉法師法名玄向
一 貞治六年七月	竹生島文書	目賀田彈正忠入道
一 應安二年九月	古 證 文	目賀田五郎兵衛入道玄向
一同 三年八月	同 上	同 上
一同 四年三月	同 上	同 上
一同 年七月	東寺文書	目賀田彈正忠入道

- 一同 年十二月 比牟禮八幡神社文書 五郎兵衛尉信職玄向
- 一同 七年二月 東寺文書 目賀田彈正忠入道
- 一永和二年二月 同上 目賀田次郎左衛門尉源兼遠
- 一明德三年八月 相國寺供養記 目賀田六郎左衛門尉頼景
- 一應永元年十二月 比牟禮八幡神社文書 目賀田五郎兵衛尉信音
- 一應永三年卯月 邇保文書 目賀田彈正忠
- 一應永三年卯月 同上 目賀田孫五郎
- 一應永十八年四月 來迎寺文書 目賀田遠江守
- 一應永廿一年九月 永源寺文書 目賀田遠江守
- 一正長元年十月 周防佐々木文書 目賀田五郎右衛門
- 一文明元年七月 今井軍功記 目賀田藤左衛門
- 一延徳四年三月 蔭涼軒日録 目賀田討死
- 一明應八年九月 永源寺文書 目賀田殿
- 一十二月十七日 今堀日吉神社文書 目賀田次郎左衛門尉

(天文六年以後)

### 第二章 野田氏

野田氏は出自詳ならず野田五郎左衛門は佐々木氏頼の陣代山内五郎左衛門尉信詮詮の家人たり、貞治三年九月の東寺文書に佐々木備中太夫判官家人野田五郎左衛門入道と見へ此頃入道せしを知る、永和二年二月の同寺文書には速水河道淺井地頭佐々木山内廷尉禪門跡、代官野田五郎左衛門入道とあり、永徳元年の同寺文書に野田八郎あり、又明徳三年八月相國寺供養に將軍に供奉せし帶刀武士の列名に佐々木満高と一番に佐々木山内源三左衛門尉源義綱あり、其搔副役に野田九郎左衛門尉信貞あり、佐々木氏世代志 八郎九郎共に五郎左衛門入道の子息なるが如し、野田氏の史料表左の如し。

- 一貞治三年九月十八日 東寺文書 野田五郎左衛門入道
- 一應安三年十月十九日 同上 佐々木山内禪門家人野田殿
- 一同 六年十二月廿四日 同上 野田五郎左衛門入道
- 一同 七年二月五日 同上 同上
- 一同 年五月二日 同上 同上

- 一 永和二年二月十一日 同 上 同
- 一 同 年二月廿八日 同 上 山内殿代官野田殿
- 一 永徳元年 同 上 野田八郎
- 一 明徳三年八月 相國寺供養記 野田九郎左衛門尉信貞

### 第三章 狛氏 附小西氏

狛氏の祖先は詳ならされども狛は高麗の略なり其先は高麗より歸化せしものならん古へ天智天皇の御代百濟人を本郡に移住されし事史に明なればそれ等の後裔なる歟神崎郡に大字高麗寺あるは注意すべし申野村大字小脇に古へ金柱御堂あり古麻長者持佛を安置せし事元暦元年の注進風土記に見へ古來高麗氏の縁故に乏からず鏡山村大字西横關善光寺川に沿ひ狛長者の石臼と稱するもの存す又狛長者の舍利塔を藏する者あり高七寸弱の塔なれども優美の藝術珍重すべし帝室博物館員の說によれば足利時代の製作なりといふ狛氏の史料は永正以後にも見ゆ永祿十年の觀音寺文書に丹後守修理亮右兵衛尉孫三郎の四人同時にあり一族の繁多なるを知るべし觀音寺城下の石寺に小字駒殿あり駒氏在住の故地歟史料を左記す。

- 一 永正十一年四月 佐々木神社棟札 狛式部丞頼
- 一 天文六年三月 今堀日吉神社文書 狛丹後守
- 一 天文八年五月 天文日記 狛丹後守
- 一 無年三月廿八日 今堀日吉神社文書 同 上
- 一 永祿十年四月 蘆浦觀音寺文書 狛丹後守定
- 一 同 上 同 狛修理亮
- 一 同 上 同 狛右兵衛尉
- 一 同 上 同 狛孫三郎

天文日記天文八年五月七日の條に狛丹後守の家人に小西甚兵衛ありしを記す。

狛丹後守

定

(狛丹後守華押)



### 第四章 水原氏

水原氏は平氏にして其系圖によれば桓武の皇子葛原親王より出づ、五世の孫爲通相摸の三浦に住し依て三浦を氏とす爲通七世孫實遠は橘成經の男なり入りて義國の嗣となる常陸國行方郡水原邑に住し依て水原を氏とす、實遠五世孫實氏は元弘年間楠正成に屬し金剛山の城に籠れり、其子氏成は彦三郎と稱し正慶二年元弘本郡豊浦の内に知行を與へられ依て移り住す、按するに豊浦庄は大和薬師寺の所領なれば其代官となりしものなるべし、正慶の年號を用ゆるに徴し北條氏に屬せしを知るべし、氏成建武元年八月戰死し其子又太郎成遠長じて足利義詮に仕へ後光嚴帝難を近江に避け給ひし時供奉せしを記すれば武佐の行在にも従ひしなるべし、成遠の弟又次郎久遠は佐々木氏頼舍弟山内定詮陣代に屬し延文五年九月甲賀の左手河原の戰に功あり、成遠の子成實より實經經秀代々豊浦村の知行を相傳す、經秀は明德二年二條大宮合戰の時并に應永六年和泉出陣の時佐々木氏に屬して功あり、其子秀重の時應永三十年足利義持は豊浦郷百五十貫の地に係る安堵狀を與へられたり、秀重の子重次更に五十貫の地を加へらる重次四代の孫又太郎賢明は佐々木義賢の片諱を與へられ河内守

に任ず、栲本文書に水原加賀守あり、水原氏も必ず分流繁茂して一家に非ず、佐々木大原氏に屬し其家宰たりし橘左衛門は其一家なり、大永八年七月十日の今堀口吉神社文書及び坂田大原の觀音寺文書に存する橘左衛門は大原高保の家宰たり、天文日記天文六年以後諸所に同名を見る。

水原系圖 日向國延岡市堀曉太郎氏所藏

平姓

○水原氏

家紋 輪内三橘

○葛原親王 桓武天皇第五王子 一品式部卿

高見王

高望 從五位下上總介

良文

從五位上村岡五郎

忠通

村岡小五郎

爲通

三浦平太夫

爲繼

平太郎

義繼

三浦庄司

義明 三浦大介

義行 筑井次郎

爲清 奉名三郎

義實 岡崎四郎

正治六年庚申六月廿一日卒八十九歲

義忠 佐那田餘一

治承四年庚子八月於相州石橋山戰死

義清 土屋大學助

建保元癸酉五月於鎌倉戰死

實忠 千太郎

義國 太郎

盛實 次郎左衛門尉

政胤 次郎

實遠 實橋成經男

家紋用三葉柏

水原千三郎、後更三宮内少輔實久一  
始住三常州行方郡水原邑一

實綱 水原三郎太郎

爲綱 千次郎

爲綱 水原六郎

爲實 生常州、彦次郎

實明 彦太郎

盛明 綱太郎

忠明 彌次郎

實氏 生常州、又太郎

爲武者修行經歷諸國赴河州屬楠正成楯籠金剛山有戰功

建武元甲戌十月廿日卒五十歲

爲忠 彌五代

氏成 彦三郎左京亮

德治元丙申九月五日生子時屋根上有橘之折枝且元以爲橘姓故則爲三橘於家紋

正慶二年癸酉賜江州蒲生郡豐浦邑住于此

建武元甲戌八月八日於遠州橋本與名越式部少輔時兼戰而討死廿九歲

成遠 又太郎左衛門尉

父戰死之時六歲家人中川十五郎篠彦六郎大賀孫九郎等介輔之

文和二年癸巳將軍義詮避京都遷江州四十九院之時奉仕焉

延文四己亥三月二日卒三十一歲

久遠 又次郎

屬佐々木官判宗永

延文五年庚子九月廿八日於江州左手河源宗永與仁木義長合戰時有功名

成實

太郎刑部少輔領豐浦邑

至德元甲子五月七日卒

實經

彦次郎相續豐浦邑

嘉慶二年戊辰七月十日卒廿二歲

經秀

彦四郎相續豐浦邑

明德二年辛未十二月山名氏清二條大宮合戰之時屬將軍方有軍功

應永六年己卯大內義弘於泉南合戰時屬佐々木家有功名

應永三十年癸卯正月十五日卒四十七歲

經信

次郎三郎實父實經

明信太郎

秀重

千五郎

應永三十年豐浦鄉百五十貫之地可相續之旨賜義持公判物

嘉吉元年辛酉七月赤松滿祐逆心於播州蟹坂合戰有功名被創

寶德二年庚午十月八日卒四十八歲

重次

千次郎長門守

相承於亡父遺領處重次在京以有勤勞義政公賜加恩五十貫且叙爵

文明十七年乙巳九月十九日卒六十一歲

重成

彌太郎後出家

重實

又太郎河內守  
母樂師寺兵庫頭元綱女

永正十六年己卯十一月十日卒四十歲

久實

又太郎遠江守  
屬佐々木定賴

享祿四年辛卯二月五日卒六十三歲

賢明

又太郎河內守

屬佐々木義賢有軍功故授賢之一字且得加恩五十貫文地

天文廿三年甲寅卒六十五歲

久信

采女正

重久

又太郎長門守遠江守  
母岡田長門守善孝女

永祿十一年戊辰九月義賢入道承禎沒落於觀音寺城時退散

元龜元庚午六月四日信長與承禎合戰時江南小將三雲三左衛門高野瀨美作守及重久一所討死六十一歳

重明 又助  
天文七年戊戌六月八日卒廿六歳

明久

天文廿三年甲寅十五歳信長召出之勤仕尾州

秀清 久門助河内守長守  
母青木日向守市秀女

後更重清父重久戰死後牢浪

天正五年丁丑信長移江州安土城後依訴望賜舊領豐浦郷百貫之地

天正十年壬午四月六日卒五十一歳葬于京洛白万遍寺

清良新八郎早世

女

江州勢多城主山岡美作守景隆妻  
主計頭景以母

元和九年癸亥六月六日逝七十一歳葬于江州下笠邑宗榮寺號知光院賢譽宗榮

重澄 又太郎河内守  
母本井加智守綱景女天正十一年癸未正月十六日逝四十七歳  
號功譽妙壽信女

天正十年壬午信長生害後重澄與明智左馬助戰失利退散於本領豐浦邑受山岡景隆扶助而盤居

和州宇陀慶長五年庚子秋與山岡道阿彌弟甫菴相共籠于伏見城討死四十六歳

秀澄水原又助

### 第五章 杉山氏

杉山氏の出自明ならず文龜二年九月佐々木高頼が比牟禮八幡神社に寄せし禁制の宛名に杉山河内入道あり永正十三年九月伊庭貞説の亂あるや佐々木氏の爲に島郷口の戦に一番鎗の勳功を樹てし杉山三郎右衛門尉あり大永五年九月黒橋の戦に伊庭黨の西川又次郎を討捕り佐々木定頼より感狀を與へられし杉山三郎兵衛あり同時に杉山藤三郎あり敵と血戦して負傷しながら九里宗恩を討捕りたり軍事志 享祿四年四月佐々木定頼が淺井亮政と箕浦に戦ひし時後藤高雄の部下に屬し武勳を樹てし杉山藤三郎あり又杉山藤八あり定頼の時其一族の武勳少からず元來杉山氏は文龜の頃比牟禮八幡の神主職たり之れ目賀田氏の後を襲ひしものならん子孫長く同職を世襲し寛永二十一年正神主たりし杉山又兵衛吉次ありて社領に將軍の免除を得るに勉めたり杉山一族は佐々木氏の時比牟禮山下に住せし名家なるべし

### 第六章 西川氏

西川氏は西川村に住し因て氏となせしもの歟、鏡山村に大字西川あり、應仁亂日記に西川備前守あり、佐々木氏の將たり、大永五年九月黒橋合戦の時、杉山三郎兵衛の爲に打取られし西川又次郎あり、軍事志又西川左衛門次郎なる者あり、佐々木氏の麾下に活動す、永祿八年足利義輝弑せられし時戦死せし西川新右衛門尉其子小次郎あり、西川兵庫は大手村金田村に住し、天正年間豊臣秀吉に仕へ三千石を與へらる、其二男宗兵衛は長束正家に仕へ三男忠藏は船木岡山に住し、子孫筑後久留米の有馬玄蕃に仕へ其一族のみにて五家に別れし事、船木西川家記に見ゆれば西川氏が繁衍は七八家に止まらざるべし。

### 第七章 津田氏

津田氏は津田庄に住し因て氏を得たり、津田庄は奥島より船木に連る一帯の地名にして津田入江を以て南北に分る、即ち南津田北津田といふ、此地古へ皇室御領たり、延喜十二年六月清和天皇の皇子貞頼親王當庄内にて一區の地を延曆寺西塔院に寄附

あり、爾後延曆寺並に日吉神社との關係は漸く繁くなりたる所なり、應安三年八月大島奥津島神社文書に當庄下司代津田左衛門太郎とあり、津田氏が下司の代官たりしを證す、寛正四年九月大島神社鳥居建立の寄附に一貫文津田殿と見へ、又明應二年七月の同社文書に津田彈正殿、津田藤兵衛、津田次郎兵衛と三人の連名見へたり、又無年三月九日の左右神社文書に津田掃部殿とある等、津田氏の勢力を髣髴せしむ。

### 第八章 九里氏

九里氏は「くのり」と訓む藤原氏なり、九里に住し因て氏とす、九里は金田村に地名を存す、採集史料中最も古きは亨徳二年の東寺文書とす、是れ同寺領島郷の代官たる伊庭氏の又代官たりし九里治任なり、次に寛正四年三月大島神社島村奥島鎮座鳥居建立の寄附に二貫九のり殿、一貫九里三郎殿とあり、九里殿と九里三郎殿とは父子にあらざれば同族分立ならん、この三郎殿は寛正五年十二月四日の今堀文書に九里三郎左衛門とある其人なるべし、當時は佐々木高頼の幼少時期にて得珍保の商業につき守護代伊庭貞隆より命を受けし文書なり。商業志

蔭涼軒日録文明十七年十月十六日の條に「江州九里氏以夢記軸自月翁和尚被督詩一

再固辭之不允」とあり、九里氏が夢記の軸を持參して相國寺僧に題詩を請ひたるは三郎左衛門尉か、大乘院寺社雜事記延徳三年七月十一日の條に「山内宮内大輔之内者、クノリ方ヨリ内々所望」云々とありて、藥師寺領豐浦庄の代官を希望したるを記す。此九里氏は山内政綱の部下に屬したるを知る。同記に明應五年六月佐々木高頼美濃の石丸氏を應援せし時出陣して十五日戰死したる九里次郎あり。

### 第一節 九里伊賀守畫像贊

相國寺僧景徐周麟の語錄翰林胡蘆集に九里伊賀守の畫像贊あり、伊賀守の名を記せざれども員秀若くは其父の時代に相當す諡を大年淨椿といひ四十九歳にして歿せしを記す。贊辭は其の一周忌に當り畫像に題せしものなり。九里氏が藤原氏にして牡丹の家紋は近衛家よりの拜領といひ、伊賀守が和歌に長じ射術を能くし湖漕津田庄に在りしを述ぶ。此一文ありて九里氏に史料に得る處少からず。

七四五 翰林胡蘆集

九里伊賀太守、藤氏、大年淨椿居士肖像。

家裏優游間雅、國中割據并吞、鬱々藤原宗臣、易藤曰藤爭長朝會、潭々蒲生名郡、改蒲爲

符留識子孫、蓋夫領牡丹紋於近衛殿下、譬諸賜雄花宴於唐朝狀元、三十一字起于八雲、風香柏木府、千五百秋詠于萬葉、露結豐葦原、大哉江州籌幄中、定南北渺然湖水、釣竿上捲乾坤、傳射小笠原而君子揖讓、出師津田莊、則州牧頻繁、在天天神、在地々神、上下有鑑忠義、與漢々王與楚々王、始終莫負主恩、此心未忘佛勅、其旨要窺宗門、舊時四十九年、扞戶訟庭兜率內院、今月一周八日、晨香夕火給孤獨園、蚤立法名片、岡桂嫩、丕振家聲、九里松存、作棟作梁、支大厦、千年固帶且深根。

### 第二節 九里員秀の女大内に奉仕す

九里四郎次郎員秀は三郎左衛門の次男なるべし、明應二年三月及び九月の今堀文書によれば員秀が得珍保内の商業問題につき奉行人たるを知る。員秀は皇室御領船木庄の代官たり、船木は岡山村の大字に其名を存す。明應九年後柏原天皇踐祚あり翌年閏六月員秀は御代始の御禮として折五合柳樽五荷金貳千疋を獻上せること、莊園志船木庄に記せり、その員秀の女は其頃大内に宮仕したり。

忠富王記

明應七年七月十九日、(中略)次六角江瓜甘籠志之候間、則進上旨、此内五籠拜領了。

廿一日、江瓜五十籠、公方廿籠、長橋局廿、女中九里、予廿。

### 第三節 九里氏と岡山城

岡山城は岡山村牧の岡山に在り湖畔聳立し佐々木氏の時早く丘上に城砦を築き湖上監視を兼ねしめし要塞なり、永正五年四月前將軍足利義澄將軍義尹義鋒を避けて近江に來り岡山城に入る岡山城は當時九里備前守の守る所なり、爾後義澄は同城に在りて九里氏の保護を受く七年二月義尹兵を出して岡山城を攻めしむ克たず軍事志翌年三月義澄の室城中に男を生む足利義晴是なり、幾もなく義澄妻子を伴ひて播磨に移りしが八月京都に攻め上り敗れて又岡山城に入り九里氏に依り偶然發病して薨す、九月佐々木定頼九里備前守を同城に殺す、義澄の薨するや足利重代の鎧は一旦九里氏に譲られたりしか備前守の子息伊賀守は大永四年六月之を義晴に獻じたり、義晴内書を與へて之を謝す。軍事志 参照

### 第四節 九里三郎菅浦村人に錢を預く

天文九年二月湖北菅浦の村人永樂錢十貫文金十兩を九里三郎に預り廿四日五人連署

の預り狀を作製し同年六月中に奥島にて返濟すべきを約したり、其所以を知らざれども此の貸借は約定期に返辨せられ九里三郎が奥島にて請取りしを記入す。

七四六 伊香郡永原村菅浦共有文書

預り申御料足之事

合拾貫文者

但奥島にて請取申候

右件御料足者來六月中ニおくの島にて渡可申候、万一六月中ニ無沙汰仕候ハ、七月ニ成共何方にてもかへ相當めさるべく候、其時兎角之子細申間敷候、仍爲後日之狀如件。

天文九年二月廿四日

すかうら惣代

伊  
世 けんきう  
平 四郎  
太 郎 兵衛  
新二郎 彦心太郎

九里三郎殿 參

九里氏の史料を表記すれば

一 享徳二年十一月	東寺文書	伊庭代官九里治任
一同 年十二月	同上	九里次郎左衛門
一 寛正四年三月	大津島神社文書	九里の三郎殿
一 寛正五年十二月	今堀日吉神社文書	九里三郎左衛門
一 文明十七年十月	蔭涼軒日録	九里氏
一 明應七年七月	忠富王記	九里員秀
一 文龜元年十月	今堀日吉神社文書	同上
一 明應〇年	翰林胡蘆集	九里伊賀守
一 永正五年四月	和長卿記、拾芥記	九里備前守
一 永正八年三月	足利季世記 重編應仁記	九里備前守
一 大永四年六月	室町家御内書案	九里伊賀入道
一 天文六年六月	天文日記	九里源兵衛
一 天文九年二月	菅浦文書	九里三郎

佐々木滅亡後九里氏の子孫は上杉景勝に仕へし采女正又加賀前田家に仕へし九里勝藏等あり。

第九章 久郷氏

久郷氏は久松氏と同じく伊庭氏の被官たり、無年二月二十二日の東寺文書に久郷殿久松新右衛門入達と連名にて伊庭出羽守滿隆より京都東寺に納むる鳥郷の米につき命じたるものあり、伊庭滿隆は應永文安頃の人なれば其頃の事なるべし、篠田神社永享八年の棟札に久郷殿と見ゆるも此人に相當す、武佐村大字西宿に小字久郷前、久郷東あり、西宿には小字伊庭立あり、立は館の轉字なり、同大字に兩氏の地名存するは注意すべし。

第十章 久松氏

久松氏は伊庭氏の被官なり、永正十六年四月の杉山文書に伊庭被官久松彦九郎とあり、是より先き享徳二年八月及び無年二月二十二日の東寺文書に久松新左衛門入道と見へ、鳥郷の事に付き伊庭氏より命を受けたり、自餘見る所なし。



### 第十一章 島郷氏

島郷氏は島郷に住して氏となす、島郷は宇津呂村の一部にて大島郷口に在るにより始め島郷口と稱せしに後には單に島郷と略稱したり、島郷は古へ市庭にて商業繁昌の處たり商業志、文龜二年八月の今堀日吉神社に島郷宗左衛門尉秀綱あり、無年十二月二十一日の同社文書に島郷源八直治あり、以後見る所なし。

### 第十二章 小森氏

小森氏は桐原庄小森に住し因て氏とす、桐原村に大字中小森あり古へは東小森西小森ありて中小森は其中央にありしが後世中小森のみ其名を存す、永正十年卯月の菅田神社神事帳に小森次郎四郎、同四郎左衛門尉、同次郎左衛門尉、同兵衛尉、同又太郎、同孫次郎等數人の連名を見れば小森氏の繁榮を知るべし、佐々木義賢の時小森彦右衛門あり上田村金田村にて七十石を給せらる、佐々木氏世代志、佐々木氏滅亡後の榮枯詳ならずれども備前岡山の池田侯に仕へし小森徳右衛門は此の小森一族中の子孫なり。

### 第十三章 香庄氏

香庄氏は佐々木香庄に住し因て氏を稱す、享徳二年十二月の東寺文書に香庄方云々とあり、島郷の事に關せり、長享〇年三月香庄次左衛門尉賢輔あり、古簡、無事九月廿六日の朽木文書に香庄源左衛門尉貞信あり、佐々木定頼に仕ふ、天文日記十二年七月七日の條に「從香庄就誕生太刀來」とあるは貞信ならん。

朽木文書



香庄源左衛門尉貞信華押

### 第十四章 後藤氏

後藤氏は永徳元年十二月の東寺文書に山内代後藤左衛門入道覺墨と見へ佐々木山内氏の代として速水庄壇供米につき尋ぬる處ありたり蓋し此頃山内氏は速水庄淺井郡に所領地を有し依て同庄内寶莊嚴院領の代官交迭を欲したるものなり莊園志長録四年十一月の東寺文書に後藤正賢あり佐々木高頼の時三郎左衛門高恒あり但馬守に任ず其子大和守高忠高頼及び定頼に仕ふ二人の史料は朽木文書に十餘通を存す永正十三年八月伊庭貞説の亂を爲せし時後藤高雄あり佐々木氏の家宰として活動す軍事志永正十六年四月豊前守高俊あり大永二年三月連歌師宗長が伊勢より八風峠を越へ近江に入り高野に宿せし時定頼は但馬守をして輿夫を率ゐ出で迎へしめたり宗長手記二十七日の條に又觀音寺より後藤但馬守佐々木六角瓜牙の臣のむかへこしかき人夫あまた來り云々と見ゆ佐々木義賢の時但馬守賢豊老臣として權威高し義賢の子義弼が永録六年十月奸臣の讒を信じ斬殺したるはこの賢豊父子なり軍事志其子喜三郎高治幼にして孤となり遺跡を相續せしに永録十一年佐々木氏が觀音寺城没落後蒲生氏に仕へ伊勢松坂より會津轉封に従ひたり後藤氏の住地は平田村大字中羽田に邸地を存し今に四壁の堤渠依然たり又神崎郡佐生も後藤氏の住地なりし事近江輿地誌略に見ゆ佐生は葛岡氏の住地たりし處島記録に見ゆ如何にや

後藤但馬守高恒華押

高恒

大徳寺文書

後藤但馬守賢豊華押

賢豊

高忠

後藤大和守高忠華押

高忠

後藤高雄華押

後藤 氏

後藤喜三郎高治華押

後藤 氏

第十五章 永田氏

永田氏は高島佐々木所謂高島七頭の一家より出つといふ果して然らば其分流なるべし、永田氏が高島に在りしは朽木文書に證さる、享録元年閏九月の今堀文書に永田備中守あり、將軍足利義晴近江に避難に付き得珍保内に人夫を徵發す軍事志長命寺念佛帳天文七年八月十七日の供養人名中に永田左馬頭あり、永録十年四月の蘆浦觀音寺文書に永田備中入道賢弘、永田刑部少輔景弘あり、元龜四年六月の沖島文書に永形とあり、無年十二月十八日左右神社文書に見ゆる永田刑部少輔は何れも景弘なるべし。

永田備中守高弘華押

永田賢弘華押

永田

永田備中守

景弘

### 第十六章 布施氏

布施氏は布施郷に住し因て氏とす、市邊村大字布施是なり、今堀日吉神社文書を按ずるに應安六年十一月の沽券土地の表示に南限布施殿島とあり、嘉慶元年十一月に布施の新殿見へ、明徳三年二月の文書に布施内方等あり、布施氏が古き勢家たるを知る、文明四年十二月朽木文書に布施彈正忠あり、又無年十一月廿三日の同文書に布施新右衛門尉貞友あり、佐々木氏の命を傳ふ、永録五年四月の立入文書に布施淡路守あり、

布施公雄華押



布施公雄華押

同十年四月蘆浦文書に布施淡路入道公雄とあり、同人が其間に入道せしを知る無年七月七日の今堀日吉神社文書に淡路守が同姓新藏人と源二郎と三人連署せしあり、同族三家在りしを證す、公雄の子布施藤九郎公保あり、天正元年卯月同社文書に見ゆ、布施山に城趾ありこれ布施氏の築く所石壁依然たり、永祿十一年織田氏の近江に入りし時藤九郎は早く其部下に屬す信長即ち安土山下に邸地を興へたり、信長公記

### 第十七章 三井氏

三井氏は佐々木氏より出でしといへども其出自明ならず、佐々木南北諸士帳には小脇城主三井新三郎安隆、三井石見守時高あり、史料を見るに應永三十三年三井氏は堀氏と共に守護佐々木氏の使命を帯び東寺領島郷に臨時段錢の督促に行きしこと、東寺廿一口供僧引付に見ゆ、佐々木氏世代志、滿綱條參照、又同年七月の今堀日吉神社文書に三井西殿が栗田氏と共に御服代官たりしを記す、商業志、參照、されば佐々木滿高の時既に少くとも東西兩家の三井氏ありて佐々木氏の商事に重きを爲し又守護使として活動せしを知る、設令支流にあらずとも佐々木氏の家人たるは明なり、佐々木高頼の時三井右兵衛太夫尊就あり、高島郡に二箇所の知行地を有すること高頼が二月五日付にて朽木彌五郎に興へし

文書に證す、同文書三月廿八日高頼更に知行地につき朽木氏に令せし時尊就も又依頼狀を送りたり、八月十一日の同文書には高就と記す尊高同音兩字を用ひしもの歟。佐々木氏世代志高頼條參照天文十三年七月十五日長命寺の大念佛帳に三井殿母と見ゆ、又弘治三年佐々木義賢が伊勢の柿城を攻めし時人夫徵發の狀況報告書に三井被官人の悉く出陣したるを記す。軍事志參照三井男爵家は佐々木氏に縁故深しといへばこれ等三井氏の子孫にや。

### 第十八章 宮木氏

宮木氏の史料は佐々木義賢の時代に右衛門尉賢祐あり義賢の片諱を與へらる、得珍保内商人の争ひにつき佐々木氏の命を沙汰したれば行政上に手腕を振ひたり、然れ共軍事行動にも又參加せり即ち天文二十年義賢が淺井長政と對抗せし時太尾城坂田郡に在番たりしは其一例なり。軍事志參照永正八年三月及び大永三年十二月の永源寺文書に三上頼安と連署して寺家に佐々木氏の命を沙汰したる高祐あり、祐の通字に考へて賢祐の父たるべく高は高頼の片諱なるべし、其住地分明ならず。

宮木高祐華押

文龜二年六月二日

宮木賢祐華押

### 第十九章 柴原氏

柴原氏は柴原玉緒村柴原に住し因て氏とす、觀應三年三月の今堀日吉神社文書に柴原若殿とあればそれより以前既に柴原殿の存在を知るべし、無年七月七日同社文書に柴原

治部丞あり、又永正六年十二月の柴原南共有文書に柴原興次郎實俊あり、佐々木南北諸士帳には柴原治部は柴原南に住し、元は甲賀武士なりと記す。

### 第二十章 村田氏

村田氏は苗村大字林に住せり、文明五年□月及同十二年十月の左右神社文書に林村  
村田殿と記し、永正十四年十二月の同社文書にも村田殿と見ゆ、永祿元龜の間村田彌  
十郎之通、村田半助、村田源右衛門、同甚右衛門等ありて早く織田信長に屬したり。

### 第二十一章 河井氏

河井氏は河井に住し因て氏となせり、櫻川村大字河合は其故地にて地名河井は河合  
に轉したり、至徳二年六月の東寺文書に河井信濃守あり、鳥郷關係享徳二年八月の同寺文  
書に其寺領島郷の代官たりし河井新左衛門尉重久あり、又康正元年十一月の山部神  
社文書に麻生庄代官たりし河井五郎左衛門尉あり、大永四年卯月及び同六年十月連  
歌師宗長の手記に河井駿河守并に其子又五郎あり、天文日記八年五月の條に河井紀  
伊守あり、佐々木義治に仕へし左馬亮あり、蠶簡集殘篇永祿十二年十一月に河井新左

衛門尉ある等河井氏の史料とす、河合に河井氏の邸跡存し殆ど開拓せられしも猶墨

河井重久筆押

東寺文書

享祿元年五月廿五日 河井新左衛門尉重久

渠の「一部」を存す、佐々木南北諸士帳には川合氏は元伊賀の川合より出つとし川合右  
近太輔康明、川合安藝守實之等を記す、史料に存する佐々木氏の家人には河合なく河  
井のみなり。

### 第二十二章 横山氏

横山氏は横山に住し因て氏となせり、朝日野村大字横山其故地なり、應永二十一年十  
一月の東寺文書に横山兵衛入道あり、又寛正五年十二月の今堀日吉神社文書に横山  
將監あり、永祿十二年十一月蠶簡集に横山左近將監あり。

### 第二十三章 大塚氏

大塚氏は大塚村に住し因て氏を得たり、史料に見ゆるは明應八年九月の永源寺文書に大塚平左衛門あり、天文年間佐々木定頼の時湖水の舟奉行として活動せし大塚八郎右衛門は長命寺結解に見ゆ、永祿元年十二月大森廣田神社文書に大塚三河守あり、同十二年十一月蠶簡集に大塚太郎左衛門あり、無年十二月二十六日の左右神社文書に大塚太郎左衛門尉武□と見ゆるは同人ならん、大塚氏は數家に分れ繁茂せり。

### 第二十四章 松原氏

松原氏は出自明ならず守護佐々木氏の家人たりしは貞治二年九月の山中文書に證藤原氏松原氏の根據地分明ならず、佐々木庄内香庄には松原氏の知行地ありたり、即ち應永二十二年十二月の前田文書に蒲生郡香庄松原大貳法眼跡云々と記さるもの之なり、爾後松原氏の史料を見ず。

### 第二十五章 蜂屋氏

蜂屋氏の出自明ならず栗太郎蜂屋に住し氏を得たる家なり、南北朝の戦亂時代佐々木氏に屬し諸所に出陣したること太平記に見ゆ、即ち延文四年十二月に蜂屋近江守貞秀あり、又觀應元年十一月の東寺文書に蜂谷左近將監ありて寶莊嚴院領島郷より京進の米を船本港より運ばんとするを押妨したるを記す、又延文元年の同寺文書には蜂屋虎壽丸あり、大乘院寺社雜事記長享元年十月七日の條には馬淵の蜂屋と記さる、されば蜂屋氏は馬淵にも住したるを知る、按ずるに蜂屋氏は馬淵氏の被官か。

### 第二十六章 林氏

林氏は林村に住し依て氏とせしものならん、林氏の史料は左の六通を見たり。

- 一 貞治 元年十二月 東 寺 文 書 林 太 郎 兵 衛
- 一 同 四年 八月 同 上 同 上
- 一 應永十二年十二月 蒲 生 文 書 林 六 郎
- 一 寶德 二年十一月 左 右 神 社 文 書 林 殿
- 一 天文 二年十二月 今 堀 日 吉 神 社 文 書 林 治 郎 兵 衛 友 口
- 一 天文 七年 六月 天 文 日 記 林 兵 衛 三 郎



以上六通の中貞治元年と四年の東寺文書は島郷の公文代たりしこと其文中に見ゆ、この林氏は宇津呂村大字大林の住人ならん、大林は古へ林村と稱したり、島郷宇津呂村の三大字の公文代たるより見てその然るを推知すべし、寶徳二年の左右神社文書の林氏は苗村大字林に住せし家なるは地理上察知すべし、即ち兩地の林氏は自から別流歟。

### 第二十七章 瓦園氏

瓦園氏は平氏なり、其先猪俣小平六則綱は源平一之谷合戦の時越中前司盛俊を伐ちて勇名ありし人なり、予孫鏡山の麓弓削村鏡山村に住し瓦園を以て氏となす、蓋し此地古來陶器及び製瓦を業とせしもの多きによれり、天文弘治の頃瓦園政員あり、佐々木氏の部下として著る、野洲郡永原の永原越前守と姻戚たるに見るも當時の權威を想像すべし、政員深く佛教を信じ禪に入り、薙髮して宗覺大雄と號す、其室も亦薙髮して宗妙玄室と號す、弘治二年政員年五十四、七歳の季女あり、父母が崇佛に化せられ、尼となる、父母大に喜び、童尼の爲に一寺を建て、南陽院と號す、又童尼の畫像を製し、京都相國寺の僧仁恕集堯をして賛辭を書せしむ、後記す、此他瓦園氏の史料は同三年佐々木義賢が伊蒙國柿城を攻めし時、其の家の與力及び同族與次郎の被官人をも召し連れ

從軍せし事、今堀文書に見ゆ、左右神社文書にも瓦園勘左衛門あり、瓦園氏も一族蕃衍したるが如し。

### 七四七 續 水 集 地

江州南郡有佳士、稱政員、出于本朝四家平氏、任土佐刺史、其先猪俣小平六則綱、源平會戰于一谷、與越中前司盛俊交、及戮力、遂伐盛俊、貫首擊之、叫第一功者、昭々于國史也、承其後胤、而世々以勇敢、爲武門游俠、執銳披堅、其所進、折衝千里、奪師三軍、爭勇力、則實効、烏獲孟賁、論兵勢、則暗合孫臏、吳起、古曰諸侯賜弓矢、以專征伐、宜哉、是翁食邑於弓削之地也、夫以瓦園爲姓氏也、瓦者陶也、舊典曲曰、軒皇作瓦器、舜帝陶河濱、夏臣昆吾更有增加焉、地名陶丘、丘丘瓦園、易地皆然、瓦之用於世、自古如此矣、重哉、同邦永原、越州與翁同奉國君、共存忠義、其交不淺也、越守爲丈人行、水清玉潤、可想見而已、故女正乎內、男正乎外、女婿相和、而其家益豐肥也、孰不韻羨乎、堦庭產蘭玉、就中有季女、七齡自愛、所鎮也、漢張屬愛女子、甚於男者、古聽其言、今觀其行、蓋非此母不生此子、美哉、特令此息、飯釋氏、双親亦深敬、浮圖、自稱法名曰宗覺、字大雄、其配曰宗妙、字玄室、真在家菩薩也、童女七歲而爲、驅烏汰彌尼、是那羅童子、或又摩那之比乎、竺之愛道、漢之阿潘、實尼之始也、案出家功德尤多也、父母不許、則不得出家、今慈親許之、豈弗夙緣乎、金色女經云、菩薩出家爲自

已利益一切衆生名爲出家、賢愚經又云、若能放人出家、勝造七寶塔、其塔有裝、出家功德無量最勝無能裝者也、其福不可勝計也、爲童尼起寺、號南陽院、以開場於江之南、故乎南海之陽、有補陀洛迦山爲東海比丘尼、光世音之化境也、又華鮮如來、性南方無垢世界、以轉說法、即是女身成佛之權輿也、其庶幾乎、易經以南方配離卦、吾宗亦有重離六友秘訣、童尼他時八法信重奉持尼戒、心地發明、則德如日月、明照四方者、南陽之稱爲不勞設矣、又南陽鄴縣井谷中菊潭水、井上者大菊落水中、谷中家仰飲此水、上壽百三十、中壽百餘、下壽八十、世俗說曰周穆王以普門品二句偈、傳慈童慈童在此山中、書此偈於菊葉、常誦之、慈童作長生不老之仙、汲其流者皆保遐壽云爾、若然鄴縣慈童、豈異人乎、南陽童女是也、因賦一偈以規祝云。

累代功臣武勇人、母慈子孝一家親、南陽掬取菊潭水、應化觀音童女身、弘治二年丙辰仲冬如意珠日

宗覺五十四歲、宗妙四十七歲、此贊丁巳十二月雖作之、被請去歲、年號故如此。

### 第二十八章 宇川氏

宇川氏は鶴川村に住し因て氏とす鏡山村大字鶴川是なり宇と鶴は同音にして宇は

鶴の簡用なるべし、南北朝時代宇川奥殿、宇川迎殿等と稱し一族二三家に分れたるを見る、宇川氏は九曜星を家紋とせり、寛永二年二月の鶴川舊記に佐々木氏滅亡の後豊臣秀吉の爲に領地沒收に遇ひ子孫諸所に散亂せしを記す、宇川氏の史料は左の數通を存す。

- 一 應安元年十月 左右神社文書 宇川兵衛入道道貞
- 一 永和元年十二月 同 上 宇川 迎 殿
- 一同 同 上 宇川 慈 佛
- 一 永徳元年七月 長命寺文書 宇川 讚 岐 公
- 一 應永卅五年十月 左右神社文書 宇川 奥 殿
- 一 寶徳二年十一月 同 上 宇川 殿

### 第二十九章 信濃氏

信濃氏は信濃村に住す苗村大字信濃其地なり、永和四年二月九日將軍石清水八幡社參の時佐々木龜壽滿高の代理として隨兵に列せし信濃三郎左衛門尉あり花營三代記に見ゆ、佐々木六角氏の陣代を勤仕せし程なれば當時信濃氏の權威を推想すべし。

### 第三十章 山副氏

山副氏は鏡山村大字薬師に住せり、左右神社文書文和三年四月に山副慈念あり、永和元年十二月に山副太夫六郎あり、永正十四年十二月に山副氏等見ゆ、佐々木義賢の妾は山副氏より出でしこと山副系圖に見ゆ、永祿十一年九月信長の兵火に遇ひ、薬師村焼失せしこと其村氏神の棟札に見へ、山副氏の事も記さる。

### 第三十一章 山本氏

山本氏は至徳二年十月の東寺文書に守護家人山本入道とあれば、佐々木氏の家人たるを知るべし、北比都佐村に大字山本あり、其地の人なるや、左右神社文書に山本作左衛門貞次、山本三右衛門あり、何れも室町時代の人なり、又野洲郡三上に三上七頭とて七流の勢家あり、其中に山本氏あり、永祿元年十月三上神社文書に山本神六重行、神兵衛尉重前等あり。

### 第三十二章 池田氏

池田氏は佐々木京極宗氏の嫡子太郎定信、池田氏を稱したれども、本郡には是より先き池田氏ありたれば、定信の流にはあらず、左記池田重忠が長命寺の政所に上りし文書は池田史料の最も古きものなり。

島村長命寺文書 (卷一、二に出づ)

故越後公所令寄進長命寺、並田堂、田地等間事、數箇度以貴寺衆徒狀、並寄進狀、雖令言上子細於領家、新葭三寄事、於利錢依支申之令、遲引候處、今月上旬比、參上之次、不便之由、頻令申上之間、預所下知狀如此子細見狀也、仍進之候、此條且存本願主悉趣不便之由、且申觀音御常燈御事、隨分不存疎畧之故、如此令申達候者也、但所被載下御下知狀、御請狀、儘給之、即可執進上候處、如件。

三月十七日

下司右兵衛尉池田重忠 (花押)

謹上 長命 政所

桐原村に大字池田あり、金田村の淺小井に池田邸趾存す、池田氏の故地ならん、延文五年五月、佐々木山内定詮が仁木義長と甲賀郡に戦ひし所謂左手河原の合戦に、馬淵伊庭三井三上等諸氏と共に定詮部下に活躍せし池田入道は、太平記に見ゆ、應永三十三年十二月の東寺文書に池田次郎左衛門あり、島郷の年貢米の事につき命を受けたり。

在國志實佐々木定頼の家人に池田次郎左衛門あり又池田大和守見ゆ同人歟大永五年慶院領參照九月黒橋合戦の感狀に次郎左衛門とある即此人なり軍事志參照東國記行天文十三年の條に池田宮内丞あり小森文書十二月十九日付の池田宮内丞と同人ならん永祿七年七月永源寺文書義弼の部下に池田新三郎あり此頃池田衆として一勢力を爲せし事山中文書に見ゆる等佐々木氏の末期に池田氏の活動を證する史料少からず。

### 第三十三章 堀 氏

近江の堀氏には蒲生氏より出てし堀氏あり馬淵廣定の三男堀部成綱より出てし堀氏あり此家は北近江に繁茂す由來近江には堀氏四十餘家ありといへば佐々木六角氏に仕へし堀氏も二三家に止まらざるべし採集の堀史料は應永三十三年五月東寺二十一口供僧評定引付中に佐々木氏の家人三井並に堀氏の亂入せしを記す又同年十二月十九日の東寺文書に堀孫左衛門ありて島郷の年貢米に關したり足利季世記永祿五年の條に堀伊豆守ある等なり。

### 第三十四章 谷 氏

谷氏の出自詳ならず觀應元年八月須惠八幡神社文書に谷殿の名見ゆ無年十一月廿四日島郷に係る東寺文書に谷殿あり宗長手記大永六年四月の條に谷中務丞ありて佐々木氏より連歌師宗長迎の使者を爲せり弘治二年三月の馬場文書にむさひの谷殿と記さる武佐村大字武佐中仙道の北側に谷殿屋敷の地名存し今竹藪となる東端より清水を涌出す谷殿澤と稱す又中野村今堀に谷氏の邸存す同村日吉神社天文二年十二月の文書に谷孫左衛門重繼あり其一族二三家に分る武佐の谷氏と同族分住なる歟。

### 第三十五章 速 水 氏

速水氏は甲津畑に住す甲津畑は伊勢千種に越ゆる門口にて上りの津なり千種越は昔時交通の要路たれば佐々木氏の時速水氏を此地に封し交通を警備せしむ其家系詳ならざれども佐々木義賢の時に勘解由左衛門尉あり永祿七年小倉氏亂を爲す時勘解由左衛門尉は和南山にて小倉源兵衛を殺し三月十六日佐々木義弼より感狀を與へられたり軍事志參照永祿三年十一月近江商人と伊勢商人との確執ありし時勘解由左衛門が中介の勞を取りし事今堀文書に見へ「畑勘解由左衛方被官」云々と記されて

權威の郷士たるを證す、畑とは甲津畑の略にて地名の一字を負はしめたるなり、無年十月十六日の今堀文書に早水と記すは速水音通の辨用に過ぎず、同地に速水宗太郎あり、勘解由左衛門の裔なりといふ。

### 第三十六章 建部氏

建部は上古部曲時代の遺名より出でし名なり、栗太郡に式内建部神社鎮座す、神崎郡に建部庄あり、相傳ふ此庄は古へ建部神社の社領により其名を得たりと、建部は日本武尊の御名代部より出でし、部曲の名なりといへば起原の古きを知るべし、建部氏の史料は承保元年三月の長命寺文書に奥島庄押領使たる建部氏を最古とす、文永五年正月の東大寺文書に鯉江庄下司たりし建部氏は紀氏と記す、即ち建部入道西蓮を紀貞道の七男貞成の子息と明記す、紀貞道の孫西蓮が建部入道と稱するは建部庄の下司職たりしにより氏を得しなり、建部系圖によれば佐々木の支流と稱す是れ後世の事ならん、按ずるに佐々木氏全盛の縁族關係により佐々木氏を冒せしものならん、恰も坂田の豪族下坂庄司下坂氏が高島佐々木氏を養子とし佐々木下坂と稱せし同例なるべし、今堀日吉神社文書無年十二月十七日建部藏人胤泰あり佐々木定頼に仕ふ、天

文十三年十月連歌師宗牧が觀音寺城に登り佐々木義賢を訪ひし後建部庄に建部源八を訪ひ、其父建部左馬允に舊交の故を以て其死を弔ひ菩提寺妙園寺にて追善の連歌會を催したること東國紀行に見ゆ、藏人胤泰と左馬允とは親子なるや將た一族別家なるや詳ならず、無年二月十二日佐々木承禎の文書に建部日向守あり、五月十一日付義治文書に建部源八跡を他人に與へたるものあり是れ源八が早く織田氏に屬せしによれり。

建部傳内建文は恰も源八と同時に相當す其系統明ならず、傳内は青蓮院尊鎮法親王の門に入り書を學び終に一家を爲し建部流の一派を爲す、佐々木承禎其才能を愛し筆冊を掌らしめ片諱を與へて賢文と稱せしむ、賢文剃髮して道孤と稱す、天正二年四月信長の爲に一旦他國に出遁し幾くもなく建部庄に歸り蟄居す、信長安土に築城し惣見寺を建てし時傳内をして額を書せしむ、惣見寺に現存する遠景山下水漫々の古額は則ち其筆跡なりと傳ふ、天正十五年秀吉の命により聚樂亭の額を書し又秀次の爲に源氏物語を書したり、十八年九月二十一日卒す、西老蘇村東光寺に葬る、子孫代々文學に長じ江戸幕府に用ひられ本郡内にも土地を領したる事江戸時代領主志に詳記せり。

### 第三十七章 小川氏

付國領氏

小川氏は神崎郡小川八幡村に住し因て氏を稱せしならん佐々木氏の末期に其史料を見る蓋し古き豪族ならん永祿三年五月二十五日佐々木義賢の爲に淺井氏の軍と布施山城に戦ひ戦死したる小川孫三郎理氏あり軍事志又慶長三年十二月の永田文書に小川左馬佐良氏あり其子孫豊臣氏に仕へしを知る、小川氏の被官に國領氏あり小川理氏に布施山に殉死したる孫九郎の美勳は軍事志に記したり。

### 第三十八章 種村氏

種村氏は神崎郡種村に住し因て氏を得たり史料を見しは長享以後なれども古き豪族なるべし佐々木高頼以後佐々木氏滅亡迄の間種村氏は累代家人として活動したり本郡桐原郷及び鳥郷等にも多少の知行地を有したり史料左の如し。

- 一 長享〇年三月 古簡雜纂 種村大藏丞賢誠
- 一 延徳三年五月 蔭涼軒目録 種村兵部少輔
- 一 無年七月十八日 朽木文書 種村刑部少輔親久

- 一 無年六月八日 同 種村辨清入道
- 一 永正十六年四月 杉山文書 種村中務亟貞知
- 一 大永四年正月 長命寺文書 種村殿
- 一 大永六年 宗長手記 種村中務丞貞知
- 一 天文五年八月 鹿苑日録 種村三河守
- 一同 同 種村五郎兵衛
- 一 無年七月廿六日 朽木文書 種村三河守貞和
- 一 永祿十年四月 蘆浦觀音寺文書 種村三河守

種村播磨入道華押

種村刑部少輔親久華押

種村氏

朽木文書

### 第三十九章 須田氏

須田氏は須田村に住し其氏を得たり須田村は南北二村に分る須田は古來蒲生郡に屬して明治七年神崎郡に轉屬す、觀音寺山の西麓に在りし濱街道の通路に當るを以て佐々木氏の時より須田氏其家人として重せらる、應永三十五年保内商人と小幡商人の爭論につき小幡の庄田商人が裁決に服せざるにより閏三月二日幕府は佐々木氏の守護代伊庭六郎太輔滿隆に命する所あり、滿隆は翌日更に其命を須田北殿と猪子入道殿とに傳へたり、須田北殿は即ち北須田に住する豪族にして猪子氏と共に伊庭氏の被官たるが如し、須田北殿とあるからは南殿も存在せしならん、今井軍功記文明元年七月廿八日の條に須田越後守の事見ゆるは其子孫ならん、佐々木南北諸士帳には須田氏神崎の林田村に住せしを記す現存の五峯村大字林か。

### 第四十章 猪子氏

猪子氏は猪子村に氏し氏を得たり、神崎郡五峰村に大字猪子ありその故地なり、佐々木滿高の時代須田氏と共に伊庭氏の部下に屬し政務に關與したり、前條須田氏の條

に記せし應永三十五年閏三月商人爭論の時伊庭滿隆の命を受けし猪子入道は即ち猪子氏の存在を證するものなり、然れ共以後の史料に見へず。

### 第四十一章 鯰江氏

鯰江氏は愛知郡鯰江庄に住し因て氏を稱す、鯰江筑後守高眞が鯰江庄地頭たりしは蔭涼軒日録長享元年閏十一月の條に見へ鯰江氏と鯰江庄の縁故舊きを知るべし、始め京極氏に仕へし故にや江南には古き史料を存せず、佐々木義賢義治の時鯰江滿介あり吉田文書多賀神社文書等にも其名見ゆ、無年三月九日の左右神社文書に鯰江宮内兵衛あり、慶長三年霜月の西川文書に鯰江和泉入道代云々とあれば其子孫は豊臣氏の代にも近江に在國せしが如し。

### 第四十二章 篠原氏

篠原氏は野洲郡篠原に住し氏を得たり、守護佐々木氏の家人たる事は貞治二年九月の山中文書に當國守護方家人衛藤并高橋篠原源太松原入道等云々と記されしにより明なり、篠原氏は河野通信五世孫通安文永十年院の北面武士となり近江國篠原郷

其他を領知し因て篠原氏を稱したること豫章記に見ゆ、源太は即ち其裔なるべし。

### 第四十三章 三上氏

三上氏は野洲郡三上を本據とし因て氏を稱せしならん、三上七頭の一家なり、觀應元年十月島郷に係る東寺文書に三上入道玄妙あり、延文五年九月佐々木山内定詮が仁木義長と甲賀郡に戦ひし時從軍武士に三上氏ある事太平記に見ゆ、應永三十三年十月の東寺文書に見ゆる三上四郎左衛門は入道玄妙の子孫なるべし、佐々木定頼の時三上越後守頼安あり是れ宗長手記大永六年十月の條に見ゆる三上越後守其人なり、佐々木氏の政務に奉行たりしこと社寺文書に見ゆ、永祿十年四月の蘆浦觀音寺文書に見ゆる三上越後守恒安は頼安の子息ならん、神崎郡七里は三上氏の住地と傳ふ、佐々木氏の時所領地たりしか、三上氏の史料左の如し。




- 一 觀應元年十月 東寺文書 三上入道玄妙
- 一 延文五年九月 太平記 三上氏
- 一 應永卅三年十二月 東寺文書 三上四郎左衛門
- 一 永正八年三月 永源寺文書 三上頼安

- 一 大永四年十月 長命寺文書 三上殿
- 一 大永六年十月 宗長手記 三上越後守
- 一 後三月九日 前田文書 三上越前守員光
- 一 佐々木義賢の時 其今冊文書 三上栖雲軒士忠
- 一 無年三月九日 木村文書 三上藏人
- 一 永祿十年四月 蘆浦觀音寺文書 三上越後守恒安
- 一 天正十八年正月 冲島文書 三上與三郎

明應七年十一月廿一日永源寺文書

三上頼安、恒安華押

蘆浦觀音寺文書



### 第四十四章 進藤氏

進藤氏は野洲郡小濱に住す古き史料を見ず、佐々木氏の末期に後藤氏と共に權威を張り當時此二家を佐々木の兩藤と稱したり、經厚法師記天文元年十月の條に進藤山城守入道長久あり、山城守貞治は其子息にして始め新介と稱す、貞治は佐々木定頼に仕へ重用せらる、大永三年八月三上頼安と共に定頼の命を高島郡河上庄公文職に傳ふ、深く北野天滿宮を信仰したれば好學の士たりしならん、天文八年貞治資を出して北野の社殿を改築し十一月二十八日遷座せし事嚴助往年記に見ゆ、同十三年七月貞

進藤山城守貞治華押

朽木文書

あはれなきに九月廿一日  
 進藤貞治の死

永治原重隆と共に定頼の使命を帯び宮中に伺候す、朝廷御苑の拜觀を許され酒を賜

ひたり定頼世代 志參照、同十五年十二月定頼が管領代として坂本日吉の祠官樹下氏の邸に足利義藤義輝の加冠を爲せし時貞治は樹下邸修築奉行を命せらる、十七年七月年寄分に任用せらる天文 日記。

#### 第一節 進藤貞治の死去と本願寺及大徳寺の弔慰

進藤山城守貞治は佐々木定頼股肱の臣として終始活動せし人なり、天文二十年三月十三日定頼に先つて卒す、京都紫野大徳寺は香資百疋を贈り本願寺光教は千疋を贈りて各弔慰せり。

七四八 京都紫野大徳寺文書

就親候者罷過爲弔慰香資百疋送被下候、御懇之儀忝存候、委曲井口丹波守可申候、恐々謹言。

卯月二日

大徳寺

賢盛 花押

御納所禪師

天文二十年三月十三日、進藤山城守今日辰刻死去之由後聞之。  
十一月九日進藤新二郎へ爲山城香奠千疋。

進藤賢盛始め新次郎と稱し家督を繼ぎて山城守に任ず貞治の子なり、永祿十年四月の蘆浦觀音寺文書に進藤山城守賢盛とある其人なり、佐々木義賢の片諱を與へられたるなり、無年三月二十八日の山中文書に進藤新介あり義治に仕ふれば賢盛の子息ならん。

### 第四十五章 永原氏

永原氏は野洲郡永原に住し因て氏を得たり、近江輿地志畧に永原氏本名藤原氏と記す藤原氏なり、史料に見へしは應永十六年九月の前田文書を始めとす、當時永原孫太郎入道正光及び彦太郎あり親子に非れば一族ならん、永原氏は蔭涼軒日録長祿三年十二月の條に馬淵被官永原と記し馬淵氏の被官たり、代々神佛を崇敬し資財を社寺に寄せしこと少からず、文明十一年三月永原吉重は京都清水寺觀音堂所謂清水舞臺を修造せられし時巨柱一本代廿貫文を寄進せり成就院勸進帳、同十六年吉重は西國三十三所觀音の摸像

を製作せしめ永原に安置し翌年正月相國寺の横川和尚を招して開眼供養を爲す貞華集、吉重の子重泰心月居士と號す北野天神を崇敬し畫師をして神像を畫かしむ、文明十八年二月就る即ち歌人を集め千句の連歌を賦せしめ又横川和尚に請ひ神像に贊辭を加ふ、重泰明應元年卒す同七年其子重秀は相國寺の景徐周麟を招きて七周忌を營む翰林胡蘆集、重秀越前守に任ず文學あり其事蹟中特に傳ふ可きは戰國以來皇室式微の爲に伊勢神宮式年遷宮行はれず遅延八年に及びしを天文九年重秀永樂錢七百貫文を獻じて造營の資に宛てたる事なり佐々木氏世代志參照、重秀以後太郎左衛門重隆越前守重興安藝守重澄等あり、天文日記十二年の條に永原一族に太郎左衛門與左衛門、越前守、松雲軒等同時四人の名を列ね一族繁茂の狀を知るべし、採集史料を世代順に表記すれば左の如し。

- 一 應永十六年九月 前田文書 永原孫太郎入道正光
- 一同 上 同 彦太郎
- 一 文明十一年三月 成就院勸進帳 永原重吉
- 一 文明十七年正月 補庵京華集 永原藤吉重
- 一同 十八年仲春 同 永原越前守心月居士

- 一 明應七年香語 翰林胡蘆集 永原重泰息重秀
- 一 天文八年七月 後奈良院御記 永原見庭賜酒
- 一 天文九年 外宮引付 永原越前守
- 一 天文十二年 天文日記 永原太郎左衛門
- 一同 同 永原松雲軒
- 一同 同 永原與左衛門
- 一同 同 永原越前守
- 一 天文十三年秋 東國記行 永原越前守重秀
- 一 天文十九年極月 離宮八幡神社文書 永原太郎左衛門尉重隆
- 一 永祿元年十一月 三上神社文書 永原越前守重興

離宮八幡宮文書



永原越前守重隆押

- 一 永祿四年 足利季世記 永原安藝守重澄
- 一 同年七月 禪林寺文書 永原重康

### 第四十六章 江邊氏

江邊氏は野洲郡江邊に住し依て氏とす、其出自詳ならず寛正六年十月四日佐々木満綱より邇保庄を曾我上野介教助に渡すべき命令を受けし江邊彦左衛門尉あり、今江彈正左衛門尉と連名す、佐々木氏世代志満綱條参照

### 第四十七章 今江氏

今江氏の住地分明ならず、寛正六年十月四日江邊彦左衛門尉と共に邇保庄を曾我教助に沙汰付すべき命令を受けたれば野洲郡在住たるは明なり。

### 第四十八章 市村氏

市村氏は其住地詳ならず野洲郡市三宅、今市等其故地歟、貞治元年十月佐々木氏頼より野洲郡吉地庄を料所として預けられる市村六郎左衛門尉あり、又無年卯月三日左

右神社文書に市村藤介秀盛あり。

### 第四十九章 竹内氏

竹内氏は佐々木氏の支流なりといふ其出自明ならず野洲郡兵主神社に源頼朝寄進と傳ふる大小廿一流の幡あり、國寶天正三年其幡を修補したる時の箱書に

兵主大神宮神前御幡大小廿一流箱昔右大將頼朝御寄進之旨申傳畢近年破損依無正体奉修幅所也。

干時天正三乙亥年六月

佐々木竹内和泉守元綱

と記するは竹内氏が佐々木氏たるを證する史料とす是より先き天文十三年秋連歌師宗牧が佐々木氏の菩提寺慈恩寺にて連歌會ありし時竹内七郎左衛門ありしを記す。

### 第五十章 駒井氏

駒井氏の史料は天文十二年四月佐々木定頼より本願寺に使したる駒井二郎兵衛あ

り駒井氏は栗太郡の武士ならん。

### 第五十一章 下笠氏

下笠氏は栗太郡下笠村に住し氏を稱す佐々木高頼の時文明三年九月の御内書案に下笠美濃守あり又下笠左衛門尉頼實あり無年十月三日の朽本文書に見ゆ天文書札案八年五月七下笠信濃守あり信濃守は定頼に仕へたり爾後史料を見ず。

下笠左衛門尉頼實華押 朽本文書

# 頼實印

### 第五十二章 佐々木氏と甲賀武士

甲賀郡は山岳多く起伏して東に鈴鹿山聳へ古へ三關の一なる鈴鹿關は國家事ある毎に固關使を遣はし平常にも關吏を置きて交通を監視す平安朝廢關の後山賊漸く山谷に據り行旅を惱す鎌倉幕府創立後山中氏を鈴鹿山の守護職に任じ山賊を退捕

し障害樹を伐採すべき等の任務を命じたり、南北朝の戦雲搖き宮方武家方の兩軍互に雌雄を争ふに至り近江の守護佐々木氏は武家黨として終始したり、されば近江國內各郡の武士其麾下に屬して行動したり、甲賀郡は地理上既に武備的なり故に此地に割據せし武士太た多く元弘建武以後著名の武人輩出す、後世甲賀武士五十三家を稱す、長亨元年足利義尙が佐々木高頼を征せし時親しく陣を栗太の鈎に進め諸國の將士を集めて高頼の軍を伐ちしも高頼巧に出没して終に將軍親征の功を收め得ず更に足利義植の再征を受け又能く其鋒を避けたるは甲賀武士が高頼の爲に臨機の策と應變の計を回らしたる故なりといふ、甲賀武士二十一家の由來てふ記録によれば五十三家中二十一家は此時の勳功特殊なりしを記す、五十三家中の重鎮たる山中氏は建久以來の文書を傳へ爾後三百餘年間佐々木氏との關係明なり以て爾餘五十二家を推斷すべし、左に所謂五十三家を列記し特に史料を見しものは別記す。

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 大原源藏  | 望月出雲守 | 和田伊豫守 | 美濃部源五 |
| 池田大和守 | 山中十郎  | 鶴飼源八  | 服部藤太夫 |
| 芥川左京亮 | 伴播摩守  | 高峰藏人  | 大河原源太 |
| 佐治河内守 | 神保兵内介 | 上野主膳  | 隱岐左近  |

多喜勘八 頓宮四方助 内貴伊賀守 岩室大學介

大野宮内少

以上二十一家也

二十一家ノ外

- |         |       |       |         |
|---------|-------|-------|---------|
| 高山源太左衛門 | 青木筑後守 | 儀俄越前守 | 宮島掃部介   |
| 鳥居兵内    | 小泉外記  | 倉治右近  | 松山八郎    |
| 平子主殿介   | 夏見兵内  | 葛木丹後守 | 多羅尾平内   |
| 杉谷與藤次   | 三雲新藏人 | 土方廉助  | 針和泉守    |
| 牧村右馬助   | 新城越前守 | 岩根長門守 | 小川孫十郎   |
| 黒川文助    | 山上藤七郎 | 大久保源内 | 八田勘介    |
| 饗庭河内守   | 上田參河守 | 高野備後守 | 長野形部左衛門 |
| 野田五郎    | 上山新八  | 中山民部  | 野田彦内    |

第一節 山中氏

山中氏は鈴鹿山麓山中村に住し氏を稱す橘氏なり、系圖によれば諸兄二十世の孫義

清始めて山中氏を稱す、義清五世孫新三郎俊直建久五年二月鈴鹿山守護職に任せらる。

七四九 甲賀郡水口町山中恒三郎氏文書

下近江國山中新三郎俊直所。

早任宣旨狀致鈴鹿山守護沙汰鎮盜賊難事。

右就神祇官奉幣使等之訴、依被下綸旨、任其狀、致彼山守護沙汰、且爲奉幣使上下向齋宮群行公卿勅使以下往還諸人安穩、伐拂路次近邊之滋木、招奇甲乙浪人等、令居住山内、可鎮盜賊難之狀、仰如件、以下。

建久五年二月十四日

爾後世襲の職として功蹟權威並び高し、柏木郷が伊勢神宮の御厨となりし後其地の代官職となり子孫二三家に分れ甲賀武士の重鎮たり、その佐々木氏に關するもの軍事志並に佐々木氏世代志中に詳記せり、彼此を通覽すれば兩者間の關係如何に濃厚なりしを知るに足る、こゝに贅せず。

第二節 小佐治氏 後佐治

小佐治氏は小佐治村に住し氏を稱す平氏なり、元弘建武以後佐々木氏部下として活動せしは軍事志に記せり、康安元年五月の文書に佐治彈正忠と記し小佐治と記せざるは別家なるやに思はる、も小佐治文書を通覽するに延文以後は單に佐治と記し小の字を省けり、甲賀二十一家由來に佐治河内守ありて小佐治なし、按ずるに南北朝の末より佐治と略稱したるが如し、然るに蒲生氏の支流儀俊光の孫俊守佐治八郎と稱し其子佐治太郎孫佐治三郎あること蒲生系圖に記さる蒲生氏支流志参照されば此佐治氏は藤原氏なれば平氏の小佐治とは各別家ならん、佐治氏は元來甲賀武士なるに本郡桐原村菅田神社永正十年の神事帳に佐治五郎左衛門尉同彌三郎彌九郎次郎九郎の四人連署を見る、これ何れの佐治氏にや明ならず、小佐治氏及び佐治氏の史料により左表を記す。

一元弘三年五月	小佐治文書	小佐治郷右衛門三郎基氏
一建武三年正月	同上	小佐治右衛門三郎基氏
一建武四年四月	軍忠狀	小佐治孫九郎頼氏
一建武五年三月	軍忠狀	小佐治兵衛三郎國氏
一貞和七年三月	小佐治文書	小佐治三郎左衛門尉

一同 年	同	上	小佐治兵衛三郎
一觀應元年十一月	同	上	同
一同 年十二月	同	上	小佐治彌五郎基安
一延文元年十月	同	上	小佐治右衛門三郎
一康安元年五月			佐治彈正忠
一永享二年十二月	室町家御内書案		佐治太郎左衛門入道
一文明元年八月	小佐治文書		佐治今村殿
一同 上	同	上	佐治太郎
一文龜二年十二月	同	上	佐治玄蕃
一同 三年三月	同	上	佐治玄蕃允
一永正十年	菅田神社記録		佐治五郎左衛門尉
一永正十八年五月	小佐治文書		佐治彌三郎
			佐治彌九郎
			同 次郎九郎
			佐治殿

第三節 神保氏

神保氏は神保村に住し氏を稱す史料を見しは左の二三に過ぎず。

一建武四年四月	小佐治文書	神保掃部助
一同 五年正月	山中文書	神保宗内左衛門入道阿清
一延元三年五月		佐々木三郎代神保
一文明十八年五月	蜷川文書	神保能登守

第四節 頓宮氏

頓宮氏は頓宮村に住し氏を稱す藤原氏なり建武五年北畠顯家が奥州の兵を率ゐて西上せし時勤王の義旗を鮎川城頭に立て五辻宮守良親王を奉する頓宮肥後彌九郎は近江武士の誇として傳ふ可き人なり彌九郎の子孫は分明ならず偶佐々木高綱の裔なる備前佐々木氏に仕へ曆應三年八月備前吉井庄に住せし頓宮三郎左衛門義嗣

頓宮肥後三郎左衛門尉あり東寺文書に見ゆ、近江を去りて備前に移りしにや又別家なるや明ならず、甲賀二十一家由來記には長享元年に頓宮四方助あり、明應四年油日神社奉加に頓宮殿あり。

第五節 美濃部氏

美濃部氏は菅原氏なり蒲生氏とは早く縁族たり、蒲生俊綱の子俊宗の女は美濃部兵衛太夫氏茂の室となれり、爾後兩家間に結婚は屢行はれたり蒲生系 圖參照文書に見へし史料は左の如し後世大谷米田の二家に分る。

- 一 建武四年卯月 山中文書 美濃部兵衛三郎
- 一 同 五年二月 同上軍忠狀 同上
- 一 長享元年 甲賀二十一家由來 美濃部源吾
- 一 大永三年六月 山中文書 美濃部大谷茂國
- 一 天文十二年卯月 同上 美濃部米田茂家
- 一 同上 同上 同 米田茂立
- 一 永祿十年十二月 同上 美濃部大谷方

- 一元龜四年 同上 同上 同 上總介茂供
- 一無年七月廿一日 同上 上 美濃部かたへ

第六節 伴氏 上野、多喜

伴氏は大伴氏より出つ甲賀郡柏木三家の一にして家紋は木瓜に二引なり、史料を見しは左の三四に過ぎず、伴氏より分れて大原上野多喜の三家を生ず併せて伴の四家と稱し助、資、祐、兼、を通字とす。

- 一元弘三年七月十日 山中文書 伴 助 郷
- 一 延文二年八月 東寺文書 伴 一 族
- 一 寛正二年九月 蔭涼軒日録 伴 帶 刀
- 一 長享元年 甲賀二十一家由來 伴 播磨守
- 一 明應四年霜月 油日神社棟札 伴 左衛門殿
- 一 天正十二年七月 山中文書 伴 石部兼延

上野直勝は正平五年觀應元年足利直義が南朝歸順の時其部下に屬し大原庄内油日城籠



善應寺に旗を揚げたる一方の將たり軍馬志甲賀二十一家由來には上野主膳あり多喜氏の史料は佐々木高頼の時無年三月十九日の山中文書に多喜丹後守あり、明應四年油日神社奉加に多喜殿、多喜南殿、多喜彈正殿ありされば此頃三家ありしを知る。

第七節 三雲氏

三雲氏は甲賀郡三雲を本居とす源氏にして家紋は軍配團扇なり古き史料は見へず建武二年七月鈴鹿山の守護職たりし山中道俊が名譽の山賊三雲伊豫房を捕へて守護代馬淵義綱より感状を與へられし事あり佐々木氏支流志此の三雲伊豫房は後の三雲家とは異なるや否や明ならずと雖も三雲の史料として古きものとす、長享年間三雲三郎左衛門尉あり古簡雜纂に見ゆ、大永二年三雲源内左衛門あり唐物赤毛氈の鞍覆と白色の傘袋を用ゆる事を幕府に請ひ許されたり商樂志天文年中明の吏部尙書聞石塘より紅鞍籠を贈られし三雲對馬守定持は佐々木定頼の部下にして明國貿易に關せし人なり、元龜元年六月野洲川合戦に戦死す、東國記行天文十三年十月の條に三雲新三郎ありこれ對馬守の子息新左衛門尉賢持なり、賢持は永祿九年五月布施山城に淺井長政の兵と戦ひ九月九日の戦に参加し戦死せり年二十五、佐々木承禎は其死を

痛み弟豊左衛門をして賢持の後を繼がしめ改めて新左衛門成持と稱す、成持佐々木氏の末期に當り忠勤を勵みしも元龜元年六月野洲川戦に父定持戦死し同年冬承禎が信長と平和せし後一旦處士となり、天正十二年織田信雄に仕へ後更に蒲生氏郷に屬し慶長八年十二月六十四歳にて死す、其子成長徳川家康に仕へ甲賀郡にて千石の地を與へられたり、施藥院全宗も此の一族なり。

第八節 望月氏

望月氏は甲賀武士柚庄五家の中にて源氏なり、家紋は月に星又九曜星を用ゆ、望月家所傳の文書散逸して其古きものを見ず、應永以後の史料は二三所にて散見したり、佐々木高頼の時望月彌次郎同將監あり同人なるや否や、彌次郎は文明元年一旦本郡麻生庄を給恩として與へられたり、甲賀武士由緒書には望月出雲守あり、永祿年間望月吉棟あり史料を表記すれば左の如し。

- 一 應永卅一年十一月 木村文書 望月信濃入道良仙
- 一 文明元年十月 同 上 望月彌次郎
- 一 同年十二月 同 上 同

一 無年七月廿五日	木村文書	望月彌次郎
一同	同	望月次郎左衛門
一 長享貳年三月十九日	山中文書	望月將監
一 延徳元年十一月	木村文書	同上
一 無年九月廿二日	望月文書	同上
一 文龜元年十一月	山中文書	望月堀内又太郎
一 永正四年卯月	同上	望月又太郎
一 永祿十一年九月	木村文書	望月吉棟
一 無年九月廿七日	同上	同上
一 無年十二月十三日	同上	同上
一 正月九日	同上	同上
一 無年十月廿六日	同上	望月左近將監

第九節 青木氏

青木氏は甲賀武士なり、佐々木義賢の時青木忠左衛門あり、永祿十年三月の蘆浦観音

寺文書并に無年十月二十六日の山中文書に其名を見る。

第十節 服部氏

佐々木義治に仕へし服部甚之丞あり、木村文書兩通に其名を見る、又左右神社文書に服部六兵衛あり。

此他の甲賀武士の史料は少からざるべきも繁を省く、只目に觸れし断片を左表とす、蒲生氏の支流より出でし和田儀、俄岩室等は蒲生氏支流志に記したればこゝに記せず。

一 延文二年四月	山中文書	馬杉三郎左衛門尉入道
一 無年八月廿二日	前田文書佐々木義賢狀	隠岐孫右衛門尉
一 應永三十一年九月	山中文書	黒川被官人
一 建武四年卯月	同上	柏木源藏人
一同	同上	柏木三郎藏人
一 嘉慶二年八月	同上	柏木季盛
一 應永三十一年九月	同上	柏木六郎

第十一節 其他の佐々木氏家臣

以上列記せし外佐々木氏の家人又は被官たりし家少からず然れ共史料の存するもの少く章節を分ちて記し難し故に左に表記するに止む。

一 觀應元年十月	東寺文書	井河入道教惠
一同 上	同 上	三方入道淨西
一 至徳二年六月	同 上	七里源五
一同 年十月	同 上	山本入道
一 無年二月廿五日	左右神社文書	山本作左衛門貞次
一 永祿元年十月	三上神社文書	山本神兵衛重前
一 天文二年十二月	今堀日吉神社文書	大西三郎衛門尉公信
一 天文五年七月	同 上	大西太郎兵衛尉弘次
一同 上	同 上	松井源左衛門友恒
一 享徳二年十二月	東寺文書	紀太孫左衛門
一 大永六年	宗長手記	中郷土佐守
一 享徳二年十二月	東寺文書	立川方

心造七年七月廿日

長尾景春

右藤村

宗長手記

長尾景春

長尾景春

天文八年四月七日永源寺文書

文龜二年六月二日

永源寺文書

久遠

永祿三年七月暨田文書

賢廣

貞遠

永祿三年十二月在音

秀教

十竹行

中野

能寺忠行今堀文書

右馬允忠行命長寺文書

沙彌忠行二尊院文書

建武三年九月	朽木文書	田井太五郎入道
一應永卅三年十一月	須惠八幡神社文書	井上左近
一永正十年卯月	菅田神社文書	下田次郎左衛門尉
一同 上	同 上	下田與次郎
一永享二年十一月	左右神社文書	井田入道
一應永三十五年十月	同 上	本間三河守
一元龜二年十二月	吉田文書	本間四郎兵衛
一同 上	同 上	同 又 四郎
一應永三十五年十月	左右神社文書	河上治部
一天文二十年二月	同 上	西村入道宗榮
一無年八月廿四日	同 上	神籙六兵衛重久
一無年十二月十八日	同 上	山上太郎長秀
一無年二月十二日	今堀日吉神社文書	降幡源右衛門尉定次
一同 上	同 上	平柳藤介正綱
一貞治二年九月	山中文書	衛藤某

一 大永六年四月	宗長手記	井口三郎左衛門
一 永祿元年十二月	廣田神社文書	井口丹波守貞元
一 天文十年十月	天文日記	三淵
一同	同上	園田
一 文明十一年	清水寺勸進帳	中島吉次 <small>江邊</small>
一 應永十六年九月	前田文書	三宅五郎左衛門尉家村
一 康安元年五月	蒲生文書	辻孫太郎
一 永正八年六月	同上	辻膳右衛門
一 無年八月十六日	朽木文書	欲賀治郎三郎
一 無年十一月廿三日	朽木文書	同次馬次郎
一 天文五年八月	鹿苑日録	片岡善右衛門
一同 十二年	同上	神保左京亮
一 無年九月廿三日	永源寺文書	野谷忠兵衛
		大河原管介
		三塚備後守

一 無年正月十一日 <small>(承承より)</small>	生源寺文書	三塚隼人佐
一 大永四年	宗長手記	本須大和守
一 建武三年□月	願泉寺文書	田上平三正氏
一 天文十三年	東國記行	沼田松雲軒
一 永祿十年十月	杉山文書	梅原對馬守
一同	同上	北川又三郎
一 應永三十三年七月	今堀日吉神社文書	栗田殿 <small>(御服代官)</small>
一同	同上	杉江 <small>(御服代官)</small>
一同	同上	西郡 <small>(御服代官)</small>

前記の外佐々木南北諸士帳に見ゆる佐々木氏の家人名左の如し。

石 寺

長東重郎左衛門
佐津川宮内介
湯淺六之助
倉橋部殿
倉橋部殿
倉橋部右京進

一 正長元年十二月	左右神社文書	
	佐々木南北諸士帳	

奧 島  
同 色  
一 橋  
倉 部  
岡 山  
石 谷  
長 光  
八 幡  
山 寺

九六二  
寺 本 加 助  
大 賀 右 近  
中 居 形 部 少 輔  
中 居 幾 之 介  
松 居 石 見 守  
倉 橋 部 右 京 進  
龜 井 新 十 郎 季 紀  
倉 垣 作 兵 衛  
乾 治 郎 三 郎  
白 井 山 城 守  
森 川 左 近 將 監  
赤 座 加 賀 守  
赤 座 勘 解 由 左 衛 門  
赤 産 孫 八 郎  
熊 谷 大 膳 亮

日 野

貝 懸  
柏 木

岡 本  
神 崎 郡

三 矢  
今 村  
新 海  
小 幡

九六三  
河 端 左 近 將 監  
木 須 菅 介  
三 木 大 學 介  
森 民 部 丞  
村 井 大 學  
大 原 中 務 賢 永  
柏 木 左 衛 門  
北 村 主 計  
岡 本 民 部  
田 付 兵 庫 介 景 輔  
上 林 藤 十 郎  
新 海 源 兵 衛  
泉 甚 介  
吉 川 參 河 守

築瀨

河曲

河內

林田

和堂

金堂

本庄

阿彌陀堂

(粟見)

築瀨美作守

辰巳藤右衛門

右筆 河曲又市郎

清水源八

同 四郎右衛門

同 六兵衛

高橋對馬守

室泉庵

高木右近大輔

近藤伊賀守

同 若狹守

本庄孫次郎

谷口茂兵衛

志村河內守

妙觀院

山路平兵衛

寺村半左衛門

戶田河內守則國

同 石見守賴季

金森若狹守

本間又兵衛

河村藏人

平尾八郎兵衛

大石入道正知

河村孫兵衛

笹岡權兵衛

牧瀨庄右衛門

中野備後守

山路

相谷

野洲郡

戶田

金森

同

栗太郡

澁河

里村

大石

黑津河村

芝原



追分 浮氣野 關野 勢田 矢島 滋賀郡 眞野 和邇

芝原左衛門 浮飼藤介 浮氣圖書 字野日向守 關作内左衛門 山岡美作守 同 八郎左衛門 勢田掃部介 片岡善右衛門 烏山左近丞 井口五郎作 眞野佐渡守 和邇丹後守秀俊 同 内左衛門貞季

木戸 南比良 北比良 高谷 青山 石山 同 日吉

同 兵吉 同 豐五郎實勝 同 金藏坊成覺 同 越中守秀正 木戸越前守秀氏 佐野十乘坊 安元日向守實綱 同 次郎 同 十兵衛 田中左衛門尉秀信 高谷備中守高秋 青山左近大輔勝重 山岡光淨院 野村越中守高勝 葛岡式部

堅田

今堅田

同

同

志賀

堅田兵部少輔秀氏

山田兵庫介宗永

磯部太郎景季

居初三郎宗清

居初又治郎

志賀大和守

近江蒲生郡志卷二 終

大正十一年二月一日印刷  
大正十一年二月十日發行

(非賣品)

滋賀縣蒲生郡役所

岐阜縣大垣市郭町百五十三番戶  
西濃印刷株式會社代表者

印刷者

河田貞次郎

印刷所

西濃印刷株式會社

岐阜縣大垣市郭町百五十三番戶

398  
64

終